

令和 2 年度

鹿児島県交通安全実施計画



鹿児島県交通安全対策会議

は じ め に

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、第10次鹿児島県交通安全計画（平成28年度～令和2年度（旧平成32年度））を踏まえ、令和2年度において、国の指定地方行政機関及び県並びに関係機関が、本県の陸上交通の安全に関して講ずべき交通安全に関する各種施策を計画的に推進するために必要な事項について定めたものである。

この計画の実施に当たっては、人命尊重の理念に基づき、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、関係機関・団体が相互に緊密な連携のもと、県民の理解と協力を得て、各般にわたる諸施策を適切かつ効果的に推進し、交通事故のない社会を目指すものとする。

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第 1 章 道路交通の安全 | 1 |
| 第 1 節 高齢者交通安全対策の充実・強化 | 1 |
| (1) 高齢者交通安全対策 | 1 |
| (2) 高齢者の交通手段の確保 | 4 |
| 第 2 節 道路交通環境の整備 | 6 |
| (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 | 6 |
| ア 生活道路における交通安全対策の推進 | |
| イ 通学路等における交通安全確保 | |
| ウ 高齢者，障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 | |
| (2) 高速道路の更なる活用推進による生活道路との機能分化 | 9 |
| (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 | 12 |
| ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 | |
| イ 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進 | |
| ウ 幹線道路における交通規制 | |
| エ 重大事故の再発防止 | |
| オ 適切に機能分担された道路網の整備 | |
| カ 高速道路等における事故防止対策の推進 | |
| キ 改築等による交通事故対策の推進 | |
| ク 交通安全施設等の高度化 | |
| (4) 交通安全施設等整備事業の推進 | 20 |
| ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 | |
| イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 | |
| ウ 幹線道路対策の推進 | |
| エ 農道対策の推進 | |
| オ 道路交通環境整備への住民参加の | |
| カ 連絡会議等の活用 | |
| キ 信号機や規制標識の設置を考慮した道路の整備 | |
| (5) 歩行者空間のバリアフリー化 | 24 |
| (6) 無電柱化の推進 | 24 |
| (7) 効果的な交通規制の推進 | 25 |
| (8) 自転車利用環境の総合的整備 | 26 |
| ア 安全で快適な自転車利用環境の創出 | |
| (9) 災害に備えた道路交通環境の整備 | 27 |
| ア 災害に備えた道路の整備 | |
| イ 災害に強い交通安全施設等の整備 | |
| ウ 災害発生時における交通規制 | |
| エ 災害発生時における情報提供の充実 | |
| (10) 総合的な駐車対策の推進 | 31 |
| ア きめ細やかな駐車規制の推進 | |
| イ 違法駐車対策の推進 | |
| ウ 駐車場等の整備 | |

| | | |
|------|------------------------------------|-----|
| エ | 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 | |
| オ | ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 | |
| (11) | 道路交通情報の充実 | 3 3 |
| ア | 情報収集・提供体制の充実 | |
| (12) | 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 | 3 4 |
| ア | 道路の使用及び占用の適正化等 | |
| イ | 休憩施設等の整備の推進 | |
| ウ | 子どもの遊び場等の確保 | |
| エ | 道路法に基づく通行の禁止又は制限 | |
| オ | 降灰除去活動の推進 | |
| 第3節 | 交通安全思想の普及徹底 | 4 0 |
| (1) | 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | 4 0 |
| ア | 幼児に対する交通安全教育 | |
| イ | 小学生に対する交通安全教育 | |
| ウ | 中学生に対する交通安全教育 | |
| エ | 高校生に対する交通安全教育 | |
| オ | 成人に対する交通安全教育 | |
| カ | 高齢者に対する交通安全教育 | |
| キ | 障害者に対する交通安全教育 | |
| ク | 外国人に対する交通安全教育 | |
| (2) | 効果的な交通安全教育の推進 | 5 1 |
| (3) | 交通安全に関する普及啓発活動の推進 | 5 3 |
| ア | 交通安全運動の推進 | |
| イ | 自転車の安全利用の推進 | |
| ウ | 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 | |
| エ | チャイルドシートの正しい使用の徹底 | |
| オ | 反射材用品の普及促進 | |
| カ | 飲酒運転の根絶に向けた対策 | |
| キ | 危険ドラッグ等薬物乱用防止対策の推進 | |
| ク | 農耕車の安全利用の推進 | |
| ケ | 効果的な広報の実施 | |
| コ | 自動車事故を防止するための取組支援 | |
| サ | その他の普及啓発活動の推進 | |
| (4) | 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 | 6 6 |
| (5) | 住民の参加・協働の推進 | 6 8 |
| (6) | 自治体における交通安全教育制度の拡充 | 6 9 |
| 第4節 | 安全運転の確保 | 7 0 |
| (1) | 運転者教育等の充実 | 7 0 |
| ア | 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 | |
| イ | 運転者に対する再教育等の充実 | |
| ウ | 二輪車安全運転対策の推進 | |
| エ | 高齢運転者対策の充実 | |
| オ | 高齢運転者支援の推進 | |
| カ | シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 | |
| キ | 自動車安全運転センターの業務の充実 | |

| | | |
|-----|---------------------------------------|-----|
| ク | 自動車運転代行業の指導育成等 | |
| ケ | 自動車運送業者等に従事する運転者に対する適性診断の充実 | |
| コ | 危険な運転者の早期排除等 | |
| (2) | 運転免許業務の改善 | 8 1 |
| (3) | 安全運転管理の推進 | 8 2 |
| (4) | 自動車運送事業者等の安全対策の充実 | 8 3 |
| ア | 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の実施 | |
| イ | 事業用自動車の重大事故に関する事故調査機能等の強化 | |
| ウ | テレマティクス等を活用した安全運転の促進 | |
| エ | 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等 | |
| (5) | 交通労働災害の防止等 | 8 4 |
| ア | 交通労働災害の防止 | |
| イ | 運転者の労働条件の適正化等 | |
| (6) | 道路交通に関連する情報の充実 | 8 5 |
| ア | 危険物輸送に関する情報提供の充実等 | |
| イ | 気象情報等の充実 | |
| 第5節 | 車両の安全性の確保 | 8 7 |
| (1) | 自動車アセスメント情報の提供等 | 8 7 |
| (2) | 自動車の検査及び点検整備の充実 | 8 8 |
| ア | 自動車の検査の充実 | |
| イ | 自動車点検整備の充実 | |
| (3) | リコール制度の充実・強化 | 8 9 |
| (4) | 自転車の安全性の確保 | 8 9 |
| 第6節 | 道路交通秩序の維持 | 9 0 |
| (1) | 交通の指導取締りの強化等 | 9 0 |
| ア | 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 | |
| イ | 高速道路における指導取締りの強化等 | |
| (2) | 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 | 9 1 |
| ア | 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 | |
| イ | 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 | |
| ウ | 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 | |
| (3) | 暴走族対策の推進 | 9 2 |
| ア | 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 | |
| イ | 暴走行為阻止のための環境整備 | |
| ウ | 暴走族に対する指導取締りの推進 | |
| エ | 暴走族関係事犯者の再犯防止 | |
| オ | 車両の不正改造の防止 | |
| 第7節 | 救助・救急活動の充実 | 9 3 |
| (1) | 救助・救急体制の整備 | 9 3 |
| ア | 救助体制の整備・拡充 | |
| イ | 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 | |
| ウ | 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 | |
| エ | 救急救命士の養成・配置等の促進 | |
| オ | 救助・救急用資機材の整備の推進 | |

| | | |
|--------------|--------------------------------|--------------|
| カ | 消防・防災ヘリコプターによる救急業務の推進 | |
| キ | 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 | |
| (2) | 救急医療体制の整備 | 9 6 |
| (3) | 救急関係機関の協力関係の確保等 | 9 7 |
| 第 8 節 | 被害者支援の充実と推進 | 9 8 |
| (1) | 自動車損害賠償保障制度の充実等 | 9 8 |
| ア | 無保険（無共済）車両対策の徹底 | |
| イ | 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等 | |
| (2) | 損害賠償の請求についての援助等 | 9 9 |
| ア | 交通事故相談活動の推進 | |
| イ | 損害賠償請求の援助活動等の強化 | |
| (3) | 交通事故被害者支援の充実強化 | 1 0 0 |
| ア | 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 | |
| イ | 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 | |
| 第 9 節 | 研究開発及び調査研究の充実 | 1 0 1 |
| 第 2 章 | 鉄道交通の安全 | 1 0 2 |
| 第 1 節 | 鉄道交通環境の整備 | 1 0 2 |
| (1) | 鉄道施設等の安全性の向上 | 1 0 2 |
| (2) | 運転保安設備の整備 | 1 0 5 |
| 第 2 節 | 鉄道交通の安全に関する知識の普及 | 1 0 7 |
| 第 3 節 | 鉄道の安全な運行の確保 | 1 1 0 |
| (1) | 保安監査の実施 | 1 1 0 |
| (2) | 運転士の資質の保持 | 1 1 0 |
| (3) | 安全上のトラブル情報の共有・活用 | 1 1 2 |
| (4) | 気象情報等の充実 | 1 1 3 |
| (5) | 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 | 1 1 5 |
| (6) | 運輸安全マネジメント評価の実施 | 1 1 7 |
| 第 4 節 | 救助・救急活動の充実 | 1 1 8 |
| 第 3 章 | 踏切道における交通の安全 | 1 2 0 |
| 第 1 節 | 踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者横断施設の整備の促進 | 1 2 0 |
| 第 2 節 | 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 | 1 2 2 |
| 第 3 節 | 踏切道の統廃合の促進 | 1 2 3 |
| 第 4 節 | その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 | 1 2 4 |

| | |
|----|------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 1 高齢者交通安全対策の充実・強化 |
| 項目 | (1) 高齢者交通安全対策 |
| 細目 | |
| 予算 | 高齢運転者交通安全対策事業 488 (単位：千円) |

| | |
|--|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>県下の交通事故の情勢は、平成15年以降毎年、高齢者が全死者の半数以上を占めており、高齢者の運転中及び歩行中の交通事故防止対策が、交通事故死者抑止のための重要な課題である。</p> <p>このようなことから「県民の総力をあげて交通事故をなくす運動」の中で「高齢者の交通事故防止」を運動の最重点と位置付け、県民全体で高齢者の保護意識の醸成と高齢者自身の交通安全意識の高揚に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育などを積極的に推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 高齢運転者交通安全対策事業</p> <p>地域活動で中心的役割を担う高齢者等を対象に、参加・体験・実践型の講習会を開催し、高齢運転者の交通死亡事故抑止を図ることを目的として、講義、実技講習を実施する。</p> <p>○ 事業内容</p> <p>県下7か所の自動車学校において、地域活動で中心的役割を担う高齢者等を対象に、講義・実技講習を実施する。</p> <p>2 高齢者交通事故防止のための「プラス1運動」の展開</p> <p>高齢者の交通事故抑止のため、プラス1運動が県民総ぐるみで展開されるよう周知・徹底を図る。</p> <p>○ 「プラス1運動」</p> <p>歩行中の交通事故を防止するために3つのキャッチフレーズにまとめたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ もう一度左の確認をプラス1（道路横断時、中央線付近で左側の確認） ・ 夜光反射材をプラス1 ・ 明るい服装をプラス1 <p>3 県老人クラブ連合会との連携</p> <p>高齢者交通事故防止に係る各般の施策について、県老人クラブ連合会との連携を強化し、効果的な推進を図る。</p> <p>4 NPO等と協働で実施する事業を募集</p> <p>NPO等と県が協働して地域課題の解決に取り組む事業において、「高齢者の関連する交通事故をなくす地域環境づくり」をテーマに募集し、NPO法人や地域コミュニティ等と高齢者の交通安全について地域に応じた対策に協働して取り組む。</p> | |

| | |
|----|-------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 1 高齢者交通安全対策の充実・強化 |
| 項目 | (1) 高齢者交通安全対策 |
| 細目 | |
| 予算 | |

| | |
|------|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
|------|------------|

[計画の実施方針]

県下の交通事故は、年々減少傾向にある中、平成15年から17年連続して交通事故死者の半数以上を高齢者が占め、さらに高齢運転者が第1当事者となる交通事故件数の割合が増加する傾向にあるなど、高齢者の交通事故防止対策が最重点課題となっている。

高齢者の交通事故を抑止するため、高齢者の身体的特性などを把握した上で、高齢者が関連する交通事故の発生状況等の分析に基づく効果的な施策を推進する必要がある。

そこで、高齢者や家族に対し、加齢による身体機能の低下が及ぼす危険性についてよく理解させるとともに、ドライブレコーダー等を活用した個別指導を継続的に実施するほか、地域包括支援センター等の高齢者関連機関と連携した自主返納しやすい環境の整備、マスコミ等の広報媒体、関係機関・団体、地域住民等に対する情報提供を積極的に行い、関係機関・団体等や各種資機材等をフルに活用した交通安全対策を推進する。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 高齢ドライバー対策の強化
 - (1) 高齢運転者免許自主返納支援制度等の促進
 - (2) ドライブレコーダーを活用した高齢運転者対策の実施
 - (3) 運転適性診断車「さわやか号」による交通安全教室
 - (4) 補償運転の普及啓発
 - (5) 安全運転サポート車（サポカーS）の普及促進
- 2 高齢歩行者対策の強化
 - (1) 夜光反射材の着用促進
 - (2) 県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会からなる「三師会」と連携した「交通安全一歩アドバンス」等、声かけ活動の実施
 - (3) 高齢者宅への訪問活動による個別指導
 - (4) 高齢歩行者に対する保護意識の醸成
 - (5) 高齢歩行者教育システムを活用した交通安全教室
- 3 交通安全教育の積極的な推進
 - (1) 交通安全ナイトスクール等の参加・体験型交通安全教育
 - (2) 世代間交流による交通安全教育
 - (3) 各種機会を利用した個別指導の充実
- 4 広報啓発活動の積極的推進
 - (1) 「プラス1（ワン）運動」「ちゃいっぺ心で補償運転」等の展開
 - 「プラス1（ワン）運動」

高齢歩行者の交通事故抑止を目的として運動を展開

 - ① 横断時は、右左右、中央線で「もう一度左」を！～横断時の確認をプラス1
 - ② 明るい服装の着用促進～夜間外出時に明るい服装をプラス1
 - ③ 夜光反射材の着用促進～夜間外出時に夜光反射材をプラス1
 - 「ちゃいっぺ心で補償運転」
 - ㊦ 調子を確認しましょう
 - ㊧ 夜間の運転は控えましょう
 - ㊨ 今、出掛ける必要があるか考えましょう
 - ㊩ 常日頃、通り慣れた道を運転しましょう

㊦ ペースを守って運転しましょう

- (2) 各種広報媒体の積極的な活用による広報啓発活動の推進
- (3) 「高齢者交通安全の日」(毎月15日)の広報と活動の強化

| | |
|----|-------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 1 高齢者交通安全対策の充実・強化 |
| 項目 | (2) 高齢者の交通手段の確保 |
| 細目 | |
| 予算 | |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>高齢運転者の交通事故防止対策を推進するにあたり、高齢運転者の運転免許自主返納は有効な施策であることから「高齢者運転免許自主返納支援制度」の拡充を図り、加齢により運転が不安になった高齢者等が、自らの運転に頼ることなく、生活できる環境づくりを推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「高齢者運転免許自主返納支援制度」の拡充 各警察署において、関係機関・団体等への働き掛けを実施し、支援制度の拡充を図る。 2 関係機関への働きかけ 運転免許の自主返納をした高齢者の代替交通手段を確保するため、自治体の関係機関に対し、デマンド型交通の導入等を働きかける。 3 広報啓発活動の実施 県警ホームページや警察署の広報紙による広報啓発活動を展開し、「高齢運転者免許自主返納制度」等の周知を図る。 4 買い物支援制度の働き掛け 社会福祉協議会等の機関に対し、高齢者への買い物支援制度の拡充を働き掛ける。 5 地域包括支援センターへの情報連絡制度 自主返納した高齢者が生活に必要な支援を受けられるように、制度の充実を図る。 | |

| | |
|----|--------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 1 高齢者交通安全対策の充実・強化 |
| 項目 | (2) 高齢者の交通手段の確保 |
| 細目 | |
| 予算 | 584,495 (単位：千円) |

| | |
|---|-----------|
| 実施機関 | 県企画部交通政策課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>1 地方バス路線維持対策 (431,497千円) 地域住民の日常生活に必要なバス路線のうち、複数の市町村を運行する広域的・幹線的なバス路線の維持を図るため、同路線の運行費等に対し、国と協調して助成を行う。</p> <p>2 地方公共交通特別対策 (152,998千円) 過疎地域における地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、市町村が地域の実情に応じて実施する廃止路線代替バスの運行費等に対し、助成等を行う。</p> <p>3 自家用有償旅客運送対策 バス・タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、道路運送法第79条に基づき、市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運送する際の事業所の登録、更新等に係る手続きを実施。 本県は、権限移譲により、平成28年度から県において、登録等の事務を行っている。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 地方バス路線維持対策 広域的・幹線的なバス路線の維持を図るため、同路線の運行費や車両購入に係る減価償却費等を補助する。</p> <p>2 地方公共交通特別対策 廃止路線代替バス等の運行に係る運行費及び車両購入費等の一部を補助する。</p> <p>3 自家用有償旅客運送対策 自家用有償を実施している事業所の更新等に係る手続き及び市町村が実施する運営協議会への参加。</p> | |

| | |
|----|--|
| | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 |
| 細目 | ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等における交通安全確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 |
| 予算 | 整備系： 1,340,610千円 保全系： 770,000千円 |

(単位：千円)

| | |
|---|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>通学路の緊急合同点検において、要対策とされた箇所や、各市町村にて作成している通学路交通安全プログラムに記載されている箇所を中心に、児童や幼児の通行の安全を確保するための歩道等の整備や、あんしん歩行エリアの整備推進を図り、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>特定交通安全施設整備（交付金）事業及び県単交通安全施設整備事業</p> <p>整備系： 1,340,610千円 保全系： 770,000千円</p> | |

| | |
|----|--|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 |
| 細目 | ア 生活道路における交通安全対策の推進 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 |
| 予算 | (747,545) 交通指導取締費 |

(単位：千円)

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通規制課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>1 死傷事故発生割合の高い住居系地区又は商業系地区で、その外縁を幹線道路が構成する「あんしん歩行エリア」や「ゾーン30」をはじめ通過交通を排除する必要がある生活道路について、歩行者等の安全を確保するための交通規制、交通安全施設等の整備を推進する。</p> <p>2 外周幹線道路については、生活道路への通過交通の流入を抑制するための交通流円滑化対策が図られるよう交通規制、交通安全施設等の整備を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 「あんしん歩行エリア」、「ゾーン30」及び交通バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路等において、信号機のLED化、高度化改良及びバリアフリー対応型機器の整備、道路標識の高輝度化を推進するとともに、歩行者等の安全確保に寄与する交通規制を実施する。</p> <p>2 外周幹線道路の機能を確保するため、速度規制の見直しや信号機の高度化、きめ細かい交通情報の提供等による交通流の円滑化対策を実施する。</p> | |

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 |
| 細目 | イ 通学路等における交通安全確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 |
| 予算 | (単位：千円) |

実施機関 国土交通省九州地方整備局

[計画の実施方針]

通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、立体横断施設の整備等の対策を推進する。

また、通学路における交通規制の担保の手法として、ライジングボラードの活用の効果を検討し、当該結果を踏まえて、ライジングボラードの活用の実現に向けた取組を推進する。

[令和2年度事業計画の内容]

1 鹿児島国道事務所

- (1) 歩道整備 事業費：570,000千円
- ・国道3号切通歩道整備（出水市境町）
 - ・国道3号下神殿歩道整備（日置市伊集院町）
 - ・国道225号平山歩道整備（南九州市川辺町）
 - ・国道225号両添地区事故対策（南九州市川辺町）
 - ・国道226号北下町歩道整備（指宿市下町）
 - ・国道226号瀬々串北歩道整備（鹿児島市喜入瀬々串町）

2 大隅河川国道事務所

- (1) 歩道整備 事業費：516,000千円
- ・国道220号帖歩道整備（志布志市志布志町帖）
 - ・国道220号菱田歩道整備（曾於郡大崎町菱田）
 - ・国道220号益丸自歩道整備（曾於郡大崎町益丸）
 - ・国道220号三川歩道整備（垂水市三川）
 - ・国道220号境川歩道整備（垂水市牛根境）
 - ・国道220号牛根境歩道整備（垂水市牛根境）
 - ・国道224号古里歩道整備（鹿児島市古里町）

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 |
| 細目 | イ 通学路等における交通安全確保 ウ 高齢者，障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 |
| 予算 | 9,040,124 社会資本整備総合交付金等 (単位：千円) |

| 実施機関 | 県土木部都市計画課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|---------------|-----|----|------|------|-----------|---------------|-------------|-----|-----------|--------|----------|------|-----------|----------|------------|-----|-----------|--------|---|------|-----------|--|
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>通学路に指定されている区間等を，児童や幼児の通行の安全を確保するため，街路事業等により歩道や交通広場の整備を行い，安全かつ円滑・快適な歩行空間の整備を促進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>街路事業等による歩行空間整備の促進 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業量</th> <th>事業費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街路事業</td> <td>12箇所</td> <td>1,840,658</td> <td>県事業4箇所，市事業8箇所</td> </tr> <tr> <td>都市再生整備計画事業等</td> <td>5地区</td> <td>1,322,350</td> <td>市事業5地区</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>15箇所</td> <td>2,790,242</td> <td>市町事業15箇所</td> </tr> <tr> <td>都市再生区画整理事業</td> <td>2箇所</td> <td>3,086,874</td> <td>市事業2箇所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34箇所</td> <td>9,040,124</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 事業名 | 事業量 | 事業費 | 備考 | 街路事業 | 12箇所 | 1,840,658 | 県事業4箇所，市事業8箇所 | 都市再生整備計画事業等 | 5地区 | 1,322,350 | 市事業5地区 | 土地区画整理事業 | 15箇所 | 2,790,242 | 市町事業15箇所 | 都市再生区画整理事業 | 2箇所 | 3,086,874 | 市事業2箇所 | 計 | 34箇所 | 9,040,124 | |
| 事業名 | 事業量 | 事業費 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 街路事業 | 12箇所 | 1,840,658 | 県事業4箇所，市事業8箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市再生整備計画事業等 | 5地区 | 1,322,350 | 市事業5地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地区画整理事業 | 15箇所 | 2,790,242 | 市町事業15箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市再生区画整理事業 | 2箇所 | 3,086,874 | 市事業2箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 34箇所 | 9,040,124 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----|-------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (2) 高速道路の更なる活用推進による生活道路との機能分化 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|--------------|
| 実施機関 | 国土交通省九州地方整備局 |
|------|--------------|

[計画の実施方針]

高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。

特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成する。

[令和2年度事業計画の内容]

1 鹿児島国道事務所

(1) 高規格幹線道路（南九州西回り自動車道） 事業費：4,480,000千円

- ・芦北出水道路
- ・阿久根川内道路

(2) 地域高規格道路（鹿児島東西道路） 事業費：11,700,000千円

(3) バイパス等 事業費：1,000,000千円

- ・国道10号 白浜拡幅
- ・国道10号 鹿児島北バイパス

(4) 歩道整備 事業費：570,000千円

- ・国道3号切通歩道整備（出水市境町）
- ・国道3号下神殿歩道整備（日置市伊集院町）
- ・国道225号平山歩道整備（南九州市川辺町）
- ・国道225号両添地区事故対策（南九州市川辺町）
- ・国道226号北十町歩道整備（指宿市十町）
- ・国道226号瀬々串北歩道整備（鹿児島市喜入瀬々串町）

(5) 交差点改良 事業費：285,000千円

- ・国道10号末吉町深川交差点改良（曾於市末吉町）
- ・国道10号牧之原交差点改良（霧島市福山町福山）
- ・国道226号大園原交差点改良（指宿市西方）
- ・国道226号喜入寺前交差点改良（鹿児島市喜入町）

(6) 視距改良 事業費：135,000千円

- ・国道225号峯尾峠視距改良（枕崎市東鹿籠1箇所）
- ・国道225号清水視距改良（南九州市川辺町1箇所）

2 大隅河川国道事務所

(1) 高規格幹線道路（東九州自動車道） 事業費：10,830,000千円

- ・東九州自動車道 志布志～鹿屋串良

(2) バイパス等 事業費：1,259,000千円

- ・国道220号 古江バイパス
- ・国道220号 日南・志布志道路
- ・国道220号 油津・夏井道路
- ・国道220号 牛根境防災

(3) 歩道整備 事業費：516,000千円

- ・国道220号帖歩道整備（志布志市志布志町帖）
- ・国道220号菱田歩道整備（曾於郡大崎町菱田）
- ・国道220号益丸自歩道整備（曾於郡大崎町益丸）
- ・国道220号二川歩道整備（垂水市二川）
- ・国道220号境川歩道整備（垂水市牛根境）
- ・国道220号牛根境歩道整備（垂水市牛根境）
- ・国道224号古里歩道整備（鹿児島市古里町）

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 |
| 細目 | |
| 予算 | 道路新設改良費（道路改築事業のうち地域高規格道路分） (8, 333, 290) (単位：千円) |

| | | | |
|---|-----------|---------|----------|
| 実施機関 | 県土木部道路建設課 | | |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を図る。</p> <p>県においては、地域高規格道路の整備を推進することにより、広域移動を目的とした道路利用者の利便性向上を図る。</p> <p>それにより移動目的に応じた通過交通と域内交通を効果的に分散させ、生活道路の利用者の安全性を向上させる。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>【地域高規格道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北薩横断道路（広瀬道路，阿久根高尾野道路，溝辺道路）の整備推進 ・都城志布志道路（木吉道路，有明志布志道路，志布志道路）の整備推進 ・大隅縦貫道（吾平道路）の整備推進 <p>○ 令和2年度地域高規格道路事業費</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>地域高規格道路</td> <td>8,333百万円</td> </tr> </table> <p>※ 上記数値は令和2年度県当初予算による。</p> | | 地域高規格道路 | 8,333百万円 |
| 地域高規格道路 | 8,333百万円 | | |

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 |
| 細目 | ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 イ 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進 オ 適切に機能分担された道路網の整備 キ 改築等による交通事故対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|--------------|
| 実施機関 | 国土交通省九州地方整備局 |
| <p>【計画の実施方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故ゼロプランの推進 <p>交通安全に資する道路整備事業の実施に当たっては、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクル（一連の業務を行う上で、計画を立てて実行し、結果を評価して改善し、次期業務へ反映させること）を適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。</p> ○ 事故危険箇所対策の推進 <p>特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。</p> ○ 適切に機能分担された道路網の整備 <p>高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。</p> <p>一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。</p> <p>通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。</p> <p>幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、都道府県公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ランプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。</p> <p>国民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道、海運、航空等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施する。</p> ○ 改築等による交通事故対策の推進 <p>交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。</p> <p>歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道</p> | |

路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。

交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。

道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。

商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。

交通混雑が著しい都心部、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペDESTリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備を図る。

歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史のみちすじ等の整備を体系的に推進する。

○ 交通安全施設等の高度化

道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。

[令和2年度事業計画の内容]

1 鹿児島国道事務所

(1) 高規格幹線道路（南九州西回り自動車道） 事業費：4,480,000千円

- ・芦北出水道路
- ・阿久根川内道路

(2) 地域高規格道路（鹿児島東西道路） 事業費：11,700,000千円

(3) バイパス等 事業費：1,000,000千円

- ・国道10号 白浜拡幅
- ・国道10号 鹿児島北バイパス

(4) 交差点改良 事業費：285,000千円

- ・国道10号末吉町深川交差点改良（曾於市末吉町）
- ・国道10号牧之原交差点改良（霧島市福山町福山）
- ・国道226号大園原交差点改良（指宿市西方）
- ・国道226号喜入寺前交差点改良（鹿児島市喜入町）

(5) 視距改良 事業費：135,000千円

- ・国道225号峯尾峠視距改良（枕崎市東鹿籠1箇所）
- ・国道225号清水視距改良（南九州市川辺町1箇所）

2 大隅河川国道事務所

(1) 高規格幹線道路（東九州自動車道） 事業費：10,830,000千円

- ・東九州自動車道 志布志～鹿屋串良

(2) バイパス等 事業費：1,259,000千円

- ・国道220号 古江バイパス
- ・国道220号 日南・志布志道路
- ・国道220号 油津・夏井道路
- ・国道220号 牛根境防災

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 |
| 細目 | イ 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進 |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
|------|-----------|

[計画の実施方針]
 交通事故の発生割合の高い幹線道路の区間を事故危険箇所として指定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な死傷事故対策を実施することにより、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。

[令和2年度事業計画の内容]
 平成28年度に指定された事故危険箇所について、平成29年度より計画的に整備を進めており、令和元年度で整備が完了した。

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 |
| 細目 | ウ 幹線道路における交通規制 |
| 予算 | (307, 598) 交通指導取締費 |

(単位：千円)

| | |
|------|----------------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通規制課・高速道路交通警察隊 |
|------|----------------------|

[計画の実施方針]
 高速自動車国道、自動車専用道路を含む幹線道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況、交通事故発生状況等を勘案しつつ、交通規制の見直しを行い、その適正化対策を推進する。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 一般幹線道路における交通規制
 幹線道路の機能を確保するため、道路管理者と連携して右折車線の設置、区画線の見直しの実施等交通の安全と円滑化を推進し、併せて、道路改良等による道路交通環境の変化に対応した現行交通規制の見直しを実施する。
- 2 高速道路等における交通規制
 交通事故、異常気象等の交通障害発生時の臨時規制の実施に加え、道路構造、交通事故発生状況等の道路交通環境に応じた交通規制の見直しを実施する。

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 |
| 細目 | エ 重大事故の再発防止 |
| 予算 | |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の原因について調査するとともに、発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより同種事故の再発防止を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 交通死亡事故現場診断（一次点検）の実施 交通死亡事故が発生した際、発生直後の交通事故防止に関する関心が高い時期をとらえ、死亡事故現場付近の住民や交通事故防止の任に当たる道路管理者等関係機関・団体と合同で、事故の原因や道路環境等を診断し、これに基づき速やかな安全対策を講ずることにより、交通事故の再発防止を図る。</p> <p>2 二次点検プロセスの推進 事故現場診断（一次点検）の診断結果を踏まえ、ほかに同様の交通環境があり、交通事故の発生が予想される類型的対策箇所を選定して、諸安全対策を講じることにより交通事故の未然防止を図る。</p> | |

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 |
| 細目 | オ 適切に機能分担された道路網の整備 キ 改築等による交通事故対策の推進 |
| 予算 | 道路新設改良費（道路改築事業・地方特定道路整備事業・県単道路整備事業（改良）） 14,426,022 (単位：千円) |

| | | | | | |
|--|------------|----|--------|----|------------|
| 実施機関 | 県土木部道路建設課 | | | | |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>高規格幹線道路から生活道路に至る道路交通ネットワークを体系的に整備するとともに、道路改良に合わせて歩道の整備を推進し、自動車、歩行者、自転車等の異種交通の分離を図る。</p> <p>道路の改築（拡幅やバイパス工事等）による交通事故対策を推進することにより、交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保を図り、利用者の安全性を向上させる。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 歩道等の整備 歩道等の設置が必要な箇所については、拡幅やバイパス工事に併せて整備を推進。</p> <p>2 未改良道路等の整備 車両等の離合・交通に支障をきたしている区間の整備を推進。</p> <p>○ 令和2年度道路建設課所管事業</p> <table border="1" data-bbox="322 1115 839 1254"> <tr> <td>箇所</td> <td>101 箇所</td> </tr> <tr> <td>予算</td> <td>14,426 百万円</td> </tr> </table> <p>※ 上記数値は令和2年度県当初予算による。（国直轄事業負担金、地域高規格道路を除く）</p> | | 箇所 | 101 箇所 | 予算 | 14,426 百万円 |
| 箇所 | 101 箇所 | | | | |
| 予算 | 14,426 百万円 | | | | |

| | |
|----|--------------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 |
| 細目 | カ 高速道路における事故防止対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化 |
| 予算 | 742,000 (単位：千円) |

実施機関 西日本高速道路(株)九州支社鹿児島高速道路事務所

[計画の実施方針]

高速自動車国道においては、交通事故削減に向けてその特徴や要因を分析し、総合的な交通安全対策に積極的に取り組んでいる。具体的には「夜間や降雨時の安全性向上のための高機能舗装の全面採用」を実施するとともに、快適な道路空間の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進する。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 高速道路を完全かつ快適に走行できる空間提供のため、高機能舗装約2.8km・車線を実施予定。
- 2 劣化標識の取替。
- 3 明快な交通案内の為のナンバリング対応。
- 4 暫定2車区間の安全対策（対向車線への逸脱）。ラバーポールからワイヤーロープへ。

[令和元年度との比較改正点等]

- 1 高機能舗装【令和2年度 348,700千円（高機能化以外の舗装工事費含む）】

| 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|--|
| 高機能舗装施行延長 約2.2km（車線当たり） 高機能舗装率 96.2% (345,000千円) | 高機能舗装施行延長 約2.8km（車線当たり） 高機能舗装率 97.0% (348,700千円) |

- 2 案内標識の取替【令和2年度 5,000千円】

| 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|--|
| 劣化標識の取替（5,000千円） (R元年度発注。完成はR3年度となる。) | 劣化標識の取替（5,000千円） (R元年度発注。完成はR3年度となる。) |

- 3 案内標識のナンバリング更新【令和2年度 34,000千円】

| 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|--|
| ナンバリング対応（37,000千円） (R元年度発注。完成はR3年度となる。) | ナンバリング対応（34,000千円） (R元年度発注。完成はR3年度となる。) |

- 4 暫定2車区間のワイヤーロープ化【令和2年度 354,300千円】

| 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|
| 0 km | 11.2km |

[予算]

742,000千円

| | |
|----|---------------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 |
| 細目 | キ 改築等による交通事故対策の推進 |
| 予算 | 整備系： 1, 340, 610千円 保全系： 770, 000千円 |

(単位：千円)

| | |
|------|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
|------|-----------|

[計画の実施方針]
交通事故の多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に交通安全施設等を整備し、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。

[令和2年度事業計画の内容]
特定交通安全施設整備（交付金）事業及び県単交通安全施設整備事業
整備系： 1,340,610千円
保全系： 770,000千円

| | |
|----|----------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 |
| 細目 | キ 改築等による交通事故対策の推進 |
| 予算 | 7, 860, 524 社会資本整備総合交付金 |

(単位：千円)

| | |
|------|-----------|
| 実施機関 | 県土木部都市計画課 |
|------|-----------|

[計画の実施方針]
狭小な道路の拡幅、歩道の整備、立体交差化における踏切の廃止等による道路交通環境の整備を引き続き行う。

[令和2年度事業計画の内容]
歩行者の安全確保のための街路整備
市街地交通の隘路となっている街路の整備を行い、歩行者等の安全を確保する。
車道及び歩道の整備

(単位：千円)

| 事業名 | 事業量 | 事業費 |
|------------|------|-----------|
| 街路事業 | 12箇所 | 1,840,658 |
| 都市再生整備計画事業 | 1地区 | 142,750 |
| 土地区画整理事業 | 15箇所 | 2,790,242 |
| 都市再生区画整理事業 | 2箇所 | 3,086,871 |
| 計 | 30箇所 | 7,860,524 |

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 |
| 細目 | ク 交通安全施設等の高度化 |
| 予算 | 1, 248, 163 交通指導取締費 |

(単位：千円)

| | |
|------|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通規制課 |
|------|------------|

[計画の実施方針]

道路構造、交通実態を勘案して、交通事故の危険性の高い場所へ信号機を設置したり、道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識や道路標示など交通安全施設等の整備を推進する。

また、既存の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、系統化、多現示化、右折感応化等の高度化を推進する。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 交通管制システムの整備
- 2 交通信号機の新設・改良
- 3 道路標識・標示の整備

(単位：千円)

| 事業種別 | 補助 | | 県単 | | 計 | | |
|------------|-----------------|---------|---------|---------|--------|-----------|---------|
| | 事業量 | 事業費 | 事業量 | 事業費 | 事業量 | 事業費 | |
| 管制 | センター中央部 | 一式 | 444,056 | | 一式 | 444,056 | |
| | 小計 | | 444,056 | | | 444,056 | |
| 信号機 | 信号機新設 | 3基 | 15,214 | 7基 | 41,348 | 10基 | 56,562 |
| | プロ多段系統化 | 15基 | 26,985 | | | 15基 | 26,985 |
| | 全感応化 | | | | | | |
| | 半感応化 | 10基 | 25,220 | | | 10基 | 25,220 |
| | プログラム多段化 | 40基 | 64,600 | | | 40基 | 64,600 |
| | 押ボタン化 | 50基 | 55,150 | | | 50基 | 55,150 |
| | 多現示化 | 4基 | 2,648 | | | 4基 | 2,648 |
| | 歩者分離化 | 1基 | 2,197 | | | 1基 | 2,197 |
| | 視覚障害者用付加装置 | 5基 | 6,345 | | | 5基 | 6,345 |
| | 高齢者感応化 | 2基 | 1,842 | | | 2基 | 1,842 |
| | 信号機電源付加装置 | 15基 | 23,190 | | | 15基 | 23,190 |
| | 車両用灯器LED化 | 90基 | 123,930 | | | 90基 | 123,930 |
| 歩行者用灯器LED化 | 80基 | 107,840 | | | 80基 | 107,840 | |
| | 小計 | | 455,161 | 41,348 | | 496,509 | |
| 標識 標示 | 大型標識 | | | 9本 | 3,785 | 9本 | 3,785 |
| | 路側標識 | 32本 | 69,005 | 500本 | 98,382 | 532本 | 167,387 |
| | 横断歩道 | 8km | 14,264 | 47km | 83,801 | 55km | 98,065 |
| | 実線標示 | | | 36km | 24,991 | 36km | 24,991 |
| | 図示標示 | | | 10km | 13,370 | 10km | 13,370 |
| | 小計 | | 83,269 | 224,329 | | 307,598 | |
| | 合計 | | 982,486 | 265,677 | | 1,248,163 | |

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (4) 交通安全施設等整備事業の推進 |
| 細目 | ア 交通安全施設等整備事業の戦略的維持管理 イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 ウ 幹線道路対策の推進 オ 道路交通環境整備への住民参加の促進 カ 連絡会議等の活用 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|--------------|
| 実施機関 | 国土交通省九州地方整備局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度の抑制，通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに，少子高齢社会の進展を踏まえ，歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。 また，自転車利用環境の整備，無電柱化の推進，安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。 ○ 幹線道路対策の推進 幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから，事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際，事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき，交差点改良等の対策を実施する。 ○ 道路交通環境整備への住民参加の促進 地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに，「標識BOX」等を活用して，道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。 ○ 連絡会議等の活用 都道府県警察と道路管理者が設置している「都道府県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用し，学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画，評価，進行管理等に関して協議を行い，的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。 <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島国道事務所 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高規格幹線道路（南九州西回り自動車道） 事業費：4,480,000千円 <ul style="list-style-type: none"> ・芦北出水道路 ・阿久根川内道路 (2) 地域高規格道路（鹿児島東西道路） 事業費：11,700,000千円 (3) バイパス等 事業費：1,000,000千円 <ul style="list-style-type: none"> ・国道10号 白浜拡幅 ・国道10号 鹿児島北バイパス (4) 歩道整備 事業費：570,000千円 <ul style="list-style-type: none"> ・国道3号切通歩道整備（出水市境町） ・国道3号下神殿歩道整備（日置市伊集院町） ・国道225号平山歩道整備（南九州市川辺町） ・国道225号両添地区事故対策（南九州市川辺町） ・国道226号北十町歩道整備（指宿市十町） ・国道226号瀬々串北歩道整備（鹿児島市喜入瀬々串町） | |

| |
|---------------------------------------|
| (5) 交差点改良 事業費：285,000千円 |
| ・国道10号末吉町深川交差点改良（曾於市末吉町） |
| ・国道10号牧之原交差点改良（霧島市福山町福山） |
| ・国道226号大園原交差点改良（指宿市西方） |
| ・国道226号喜入寺前交差点改良（鹿児島市喜入町） |
| (6) 視距改良 事業費：135,000千円 |
| ・国道225号峯尾峠視距改良（枕崎市東鹿籠1箇所） |
| ・国道225号清水視距改良（南九州市川辺町1箇所） |
| 2 大隅河川国道事務所 |
| (1) 高規格幹線道路（東九州自動車道） 事業費：10,830,000千円 |
| ・東九州自動車道 志布志～鹿屋串良 |
| (2) バイパス等 事業費：1,259,000千円 |
| ・国道220号 古江バイパス |
| ・国道220号 日南・志布志道路 |
| ・国道220号 牛根境防災 |
| (3) 歩道整備 事業費：516,000千円 |
| ・国道220号帖歩道整備（志布志市志布志町帖） |
| ・国道220号菱田歩道整備（曾於郡大崎町菱田） |
| ・国道220号益丸自歩道整備（曾於郡大崎町益丸） |
| ・国道220号二川歩道整備（垂水市二川） |
| ・国道220号境川歩道整備（垂水市牛根境） |
| ・国道220号牛根境歩道整備（垂水市牛根境） |
| ・国道224号古里歩道整備（鹿児島市古里町） |

| | |
|----|--------------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (4) 交通安全施設等整備事業の推進 |
| 細目 | ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 |
| 予算 | 整備系 1,340,610 保全系 770,000 (単位：千円) |

| | |
|---|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>道路附属物や横断歩道橋等の交通安全施設について、鹿児島県公共施設等総合管理計画等に基づく、計画的な点検や修繕を実施し、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>特定交通安全施設整備（交付金）事業及び県単交通安全施設整備事業</p> <p>整備系： 1,340,610千円</p> <p>保全系： 770,000千円</p> | |

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (4) 交通安全施設等整備事業の推進 |
| 細目 | イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>近年、自転車は環境負荷の低い交通手段として見直され、健康志向の高まりを背景に、その利用ニーズが高まっているが、歩行者と自転車の交通事故が急増しているため、自転車・歩行者が安心して通行できる環境に見直していく必要があることから、自転車走行空間を確保できる区間については、警察と連携しながら、路肩部を着色した自転車専用通行帯を設置するなど、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>自転車走行ネットワーク路線について、令和3年までに整備を完了することとしている。</p> | |

| | |
|----|--------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (4) 交通安全施設等整備事業の推進 |
| 細目 | エ 農道対策の推進 |
| 予算 | 901,900 (単位：千円) |

| 実施機関 | 県農政部農地保全課 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|---------|-----|-----|------|-----|---------|-------------|------|---------|------------|-----|--------|---|--|---------|
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>農道では、道路整備計画時点から交通安全面で関係機関協議を十分に行い、事故防止対策を実施する。</p> <p>また、交差点改良や施設整備等については管理主体である市町村とも協議を行った上で各種対策を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>未整備農道の改良の実施と既設農道の路面や橋梁等各種施設の点検診断による補修や更新整備、交通安全対策の実施により道路交通環境の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>事業量</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農道改良</td> <td>3箇所</td> <td>116,600</td> </tr> <tr> <td>農道保全(補修・更新)</td> <td>12箇所</td> <td>693,600</td> </tr> <tr> <td>農道保全(点検診断)</td> <td>9箇所</td> <td>91,700</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>901,900</td> </tr> </tbody> </table> | | 事業区分 | 事業量 | 事業費 | 農道改良 | 3箇所 | 116,600 | 農道保全(補修・更新) | 12箇所 | 693,600 | 農道保全(点検診断) | 9箇所 | 91,700 | 計 | | 901,900 |
| 事業区分 | 事業量 | 事業費 | | | | | | | | | | | | | | |
| 農道改良 | 3箇所 | 116,600 | | | | | | | | | | | | | | |
| 農道保全(補修・更新) | 12箇所 | 693,600 | | | | | | | | | | | | | | |
| 農道保全(点検診断) | 9箇所 | 91,700 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 901,900 | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (4) 交通安全施設等整備事業の推進 |
| 細目 | オ 道路交通環境整備への住民参加の促進 カ 連絡会議等の活用 キ 信号機や規制標識の設置を考慮した道路整備 |
| 予算 | 307,598 交通指導取締費 |

(単位：千円)

| | |
|------|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通規制課 |
|------|------------|

[計画の実施方針]

道路利用者の視点に立った意見の集約を行い、道路交通環境整備への反映を推進する。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 地域住民及び道路利用者が主体的に参加する交通安全総点検等において道路利用者と道路行政各関係機関が合同で現場確認し、安全対策について意見を出し合う等の対策を実施する。
- 2 警察署協議会や各種交通安全関連会議、「信号BOX・標識BOX」、警察安全相談等による道路利用者の意見・要望の吸い上げを実施する。
- 3 新設道路や道路改良については、将来を考慮し、信号柱・標識柱の建柱場所や歩行者滞留スペースの確保などについて、事前協議の段階から道路管理者と交通管理者の相互において十分な調整を実施する。

| | |
|----|--------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (5) 歩行者空間のバリアフリー化 |
| 細目 | |
| 予算 | 110,000 (単位：千円) |

| | |
|--|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>高齢者、障がい者を含むすべての人が安全かつ安心して通行できる歩行空間の整備を図るため、既設歩道の段差や勾配の解消を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>人にやさしい道づくり事業 110,000千円</p> | |

| | |
|----|-------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (6) 無電柱化の推進 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|--------------|
| 実施機関 | 国土交通省九州地方整備局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を国や地域で策定するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保に取り組む。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>鹿児島国道事務所 無電柱化事業 713,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道225号鹿児島市新栄地区無電柱化 ・国道225号鹿児島市宇宿地区無電柱化 ・国道3号鹿児島市伊敷脇田地区無電柱化 ・国道3号薩摩川内市上川内地区無電柱化 | |

| | |
|----|----------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (6) 無電柱化の推進 |
| 細目 | |
| 予算 | 県管理道路 電線共同溝整備 328,990 (単位：千円) |

| | |
|---|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>無電柱化については、昭和61年から平成15年度まで3期にわたる「電線類地中化計画」と「新電線類地中化計画」に基づき、主に都市部の幹線道路で整備を推進してきたところである。</p> <p>平成16年から平成20年までの5箇年については「無電柱化推進計画」、平成21年度からは、「無電柱化に係るガイドライン」に基づき、地中化以外の整備手法も含め、市街地の幹線道路や景観に配慮すべき箇所等において整備を推進しているところである。</p> <p>平成28年12月9日に「無電柱化の推進に関する法律」が成立し、平成30年4月6日に無電柱化推進計画が策定され、平成30年12月に閣議決定された「3ヶ月緊急対策」と合わせて、無電柱化を進めることとしている。県としても平成31年3月に「鹿児島県無電柱化推進計画」を策定（令和2年3月変更）したことから、今後も、国等の動きを注視しつつ、電線管理者と合意を進め、整備を推進することとしている。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>「無電柱化推進計画」及び「3ヶ月緊急対策」として、直轄国道、県管理道路及び市町村道において、電線管理者と合意した箇所について、工事や詳細設計を実施する。</p> | |

| | |
|----|----------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (7) 効果的な交通規制の推進 |
| 細目 | |
| 予算 | 307,598 交通指導取締費 (単位：千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通規制課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路機能を確保するため、道路構造、交通流・量の状況等地域の実態に応じた効果的な交通規制を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢化率や文教・福祉関係各施設、大型商業施設等の立地状況等、地域の特性に応じた交通規制の見直しを行うとともに、見やすく、分かりやすい道路標識等の交通安全施設整備を実施する。 2 道路環境の変化に伴い交通規制や、待ち時間が長く信号無視を誘発する可能性のある信号機の運用見直し等を実施する。 | |

| | |
|----|----------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (8) 自転車利用環境の総合的整備 |
| 細目 | ア 安全で快適な自転車利用環境の創出 |
| 予算 | 307,598 交通指導取締費 (単位：千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通規制課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>歩道上における自転車の無秩序な走行による歩行者との輻輳，自転車の車道通行による危険性を考慮し，道路管理者と連携し自転車の通行空間を確保して，自転車利用者の交通秩序の整序化を図り，円滑・快適で安全な交通環境の整備を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車歩道通行可の規制実施区間における自転車と歩行者の輻輳状況等を調査の上，通行部分の指定等の規制を実施する。 2 交通量が多いあるいは大型車混入率が高いなど，自転車の車道通行が危険な場所，駅，学校周辺など自転車交通量が多い区間等について，自転車専用通行帯，自転車歩道通行可等の交通規制を実施する。 | |

| | |
|----|---------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (9) 災害に備えた道路交通環境の整備 |
| 細目 | ア 災害に備えた道路の整備 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>平成7年の兵庫県南西部地震を期に大規模災害時における緊急輸送を行う道路を緊急輸送道路と定め、防災・震災対策を行っているところである。また、大規模災害時において落橋等の甚大な被害を防止し、緊急輸送道路としての機能を確保するために緊急輸送道路上の橋梁を優先し耐震補強をさらに推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>県管理道路における、昭和55年道路橋示方書より古い基準を適用した複数径間の橋梁について、橋脚の補強及び落橋防止対策を行う。</p> | |

| | |
|----|--|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (9) 災害に備えた道路交通環境の整備 |
| 細目 | ア 災害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 エ 災害発生時における情報提供の充実 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|--------------|
| 実施機関 | 国土交通省九州地方整備局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>○ 災害に備えた道路の整備</p> <p>地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路にある橋梁の耐震対策を推進する。</p> <p>また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。</p> <p>津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格幹線道路等の整備を推進する。</p> <p>また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。</p> <p>○ 災害発生時における情報提供の充実</p> <p>災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。</p> <p>また、民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時に交通情報を提供するための環境の整備を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 鹿児島国道事務所</p> <p>(1) 降雨時による道路交通障害の情報の収集及び広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所、工事箇所等による交通規制を把握し、関係機関に通報する。 ・道路巡視員によるパトロール密度を高めるとともに、CCTVによる地域状況の把握に努める。 ・事前通行規制区間における規制雨量が基準に達した場合、又はその他の危険が予想された場合は、迅速な広報の徹底を図るとともに、道路情報板により一般通行者に広報する。 <p>2 大隅河川国道事務所</p> <p>(1) 降雨時による道路交通障害の情報の収集及び広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所、工事箇所等による交通規制を把握し、関係機関に通報する。 ・道路巡視員によるパトロール密度を高めるとともに、CCTVによる地域状況の把握に努める。 ・事前通行規制区間における規制雨量が基準に達した場合、又はその他の危険が予想された場合は、迅速な広報の徹底を図るとともに、道路情報板により一般通行者に広報する。 | |

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (9) 災害に備えた道路交通環境の整備 |
| 細目 | イ 災害に強い交通安全施設等の整備 |
| 予算 | 整備系 1, 340, 610 保全系 770, 000 (単価：千円) |

| | |
|--|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>総合的な計画の下に災害に備えた道路交通環境を整備し、災害に強い交通安全施設等の整備を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>特定交通安全施設整備（交付金）事業及び県単交通安全施設整備事業 整備系： 1,340,610千円 保全系： 770,000千円</p> | |

| | |
|----|---------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (9) 災害に備えた道路交通環境の整備 |
| 細目 | ウ 災害発生時における交通規制 |
| 予算 | (単価：千円) |

| | |
|--|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>異常気象時等により災害が発生し、通常の通行が困難であると認められる場合は、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>豪雨、台風等の異常気象時において、落石、崩土等があり、道路の通行が困難であると認められた場合、状況に応じて通行規制を行う。</p> <p>また、通行規制箇所については道路情報総合システム、道路情報提供装置により情報提供を行う。</p> | |

| | |
|----|---------------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (9) 災害に備えた道路交通環境の整備 |
| 細目 | ウ 災害発生時における交通規制 エ 災害発生時における情報提供の充実 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通規制課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>災害発生時は、緊急交通路の確保や信号制御による被災地への車両の流入抑制を図り交通を分散誘導するための交通規制を推進する。</p> <p>また、整備機器を活用して道路被災状況や道路交通状況の情報収集・分析を行い、道路利用者等に対し、復旧状況や緊急交通路等に関する道路交通情報の迅速かつ的確な提供を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>災害・異常気象等に伴う交通事故の発生が予想されるような状況下においては、関係機関と協力して事前に的確な交通規制及び道路交通情報の提供を実施する。</p> <p>発災時においては、速やかな緊急交通路の確保を始め、自治体と連携した各種交通対策を実施する。</p> | |

| | |
|----|---------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (9) 災害に備えた道路交通環境の整備 |
| 細目 | エ 災害発生時における情報提供の充実 |
| 予算 | (単価：千円) |

| | |
|---|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>鹿児島県においては、豪雨時、台風時において災害等により通行規制が多発している。通行規制の情報提供は道路利用者の安全性等を確保するために重要であることから、県民や道路利用者に道路規制情報等の提供を行う。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 道路情報総合システムの運用</p> <p>災害発生時の県内の主な道路(高速自動車国道、一般国道、県道)に関する通行規制情報を、道路維持課において一元管理し、県警やマスコミ等へリアルタイムで情報の提供を行う。また、インターネットや携帯端末を通じて、広く一般県民へも、リアルタイムで情報提供を行う。</p> <p>2 道路情報提供装置の利用</p> <p>道路情報提供装置341基により、県民や道路利用者が安全快適な道路利用となるよう情報提供を行う。</p> | |

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (10) 総合的な駐車対策の推進 |
| 細目 | ア きめ細かな駐車場の推進 オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 |
| 予算 | 307,598 交通指導取締費 (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通規制課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>都市部における無秩序な路上駐車を抑制し、安全で円滑な道路交通を確保するため、関係機関等に対する駐車場等整備の働きかけを行うとともに、都市機能、道路及び交通の状況等に対応した駐(停)車禁止規制を推進する。</p> <p>また、住居地域等都市部以外の地域においては駐車規制の必要性を吟味し緩和対策等実態に即した駐車規制を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>交通実態に応じ、次の対策を実施する。</p> <p>1 中心市街地における貨物荷捌きに配慮した駐(停)車対策</p> <p>2 住居地域等都市部以外の地域における駐車規制の緩和対策</p> | |

| | |
|----|------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (10) 総合的な駐車対策の推進 |
| 細目 | イ 違法駐車対策の推進 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通指導課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>駐車監視員による放置駐車の確認事務に当たっては、駐車監視員活動ガイドラインに沿って積極的に行わせるとともに、ガイドライン外の違法駐車については、警察官による計画的、重点的な取締りを実施して違法駐車に起因する交通渋滞の防止及び交通事故防止に努める。</p> <p>また、運転者責任を追及できない放置車両については、迅速に使用者責任を追及し、使用者に対する放置違反金の納付命令、使用制限命令や滞納処分を適正に運用して、放置違反金等の収納を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 悪質・危険性・迷惑性の高い駐車違反取締りの強化 2 駐車監視員による駐車監視員活動ガイドラインに沿った適正な確認事務の推進 3 地域住民の意見・要望を踏まえた駐車監視員活動ガイドラインの見直し 4 運転者の責任追及ができない放置駐車の使用責任追及 5 放置違反金未収債権の解消に向けた取組みの強化 | |

| | |
|----|------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (10) 総合的な駐車対策の推進 |
| 細目 | ウ 駐車場等の整備 |
| 予算 | (単位：千円) |

| 実施機関 | 県土木部都市計画課 | | | | | | | | | |
|--|------------------|-------|------|-------|-----|-----------------|-----|------|------------------|-----|
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>駐車場整備計画の調査を推進し、自動車交通が輻輳する地区等において、駐車場整備地区の指定を促進するとともに、当該地区において計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を推進する。</p> <p>大規模な建築物に対し駐車場の整備を義務づける附置義務条例の制定の促進等を行うとともに、各種補助制度、融資制度や税制上の優遇措置等を活用した民間駐車場の整備を促進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駐車場整備地区の指定（都市計画法第8条，駐車場法第3条，同法第4条） <ul style="list-style-type: none"> 現在の指定地区 鹿児島市 整備計画策定市町村 鹿児島市 2 都市計画駐車場の設置（都市計画法第11条） <ul style="list-style-type: none"> 現在設置されているもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市名</th> <th>駐車場名</th> <th>台数(台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指宿市</td> <td>長崎鼻公共駐車場(S46.3)</td> <td>316</td> </tr> <tr> <td>鹿児島市</td> <td>鹿児島中央地下駐車場(H4.8)</td> <td>602</td> </tr> </tbody> </table> 3 大規模建築物の建築における附置義務条例の制定（駐車場法第20条） <ul style="list-style-type: none"> 現在の制定都市：鹿児島市，奄美市 | | 都市名 | 駐車場名 | 台数(台) | 指宿市 | 長崎鼻公共駐車場(S46.3) | 316 | 鹿児島市 | 鹿児島中央地下駐車場(H4.8) | 602 |
| 都市名 | 駐車場名 | 台数(台) | | | | | | | | |
| 指宿市 | 長崎鼻公共駐車場(S46.3) | 316 | | | | | | | | |
| 鹿児島市 | 鹿児島中央地下駐車場(H4.8) | 602 | | | | | | | | |

| | |
|----|-------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (10) 総合的な駐車対策の推進 |
| 細目 | エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|-----------|
| 実施機関 | 県警本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保に関し、県民への広報・啓発活動を行うとともに関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら、違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報・啓発活動の推進 違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保に関し、マスコミ、市町村広報誌、有線放送等あらゆる広報媒体を活用し、県民への広報・啓発を推進する。 2 地域交通安全活動推進委員の効果的な運用 地域交通安全活動推進委員の効果的な運用を図り、駐車違反追放の気運の醸成を図る。 3 違法駐車防止条例による違法駐車排除 未制定の市町村に対し条例制定を促すとともに、住民への違法駐車排除気運の醸成と駐車問題に対する積極的な取組みを働きかける。 | |

| | |
|----|---------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (11) 道路交通情報の充実 |
| 細目 | ア 情報収集・提供体制の充実 |
| 予算 | 17,262 交通指導取締費 (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通規制課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>リアルタイムで高度な交通情報を提供するため、交通管制センター機能の一層の高度化を図り、道路利用者のニーズに対応した効果的な交通管制の運用を促進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関との連携による道路交通情報の迅速・的確な収集 限られた道路空間を効率的に活用するため、道路管理者・その他関係機関等との連携を密にし、道路交通（障害）に関する情報収集活動を強化する。 2 広報活動の強化 交通管制センターで収集した情報をもとに交通情報提供システム(AMIS)及び交通情報板を活用しタイムリーな交通情報提供に努めるほか、テレビ・ラジオ等の報道機関、日本道路交通情報センター等を活用した広報を推進し、道路利用者の適時適切な分散誘導に努める。 | |

| | |
|----|-------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 |
| 細目 | ア 道路の使用及び占用の適正化等 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|--------------|
| 実施機関 | 国土交通省九州地方整備局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路占用工事現場における掘さく工法及び保安設備についての点検指導 道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路の掘削を伴うものについては、占用連絡協議会における工期の調整を図るとともに、無秩序な掘り返しを規制し、掘及び復旧工事の指導監督を強化する。 2 違反広告物の指導取締り 道路管理者等関係機関及び警察と連携して違反広告物の一掃に努めるほか、広告主や屋外広告業者に対する指導を強化することにより再発防止を図る。 3 不法占用物件等の排除及び取締りの強化 道路交通の妨害となる不法占用物件等について、指導取締りを行うとともに不法占用の防止を図るための啓発活動を積極的に行う。 | |

| | |
|----|---------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 |
| 細目 | ア 道路の使用及び占用の適正化等 |
| 予算 | 52,456 交通指導取締費 (単位：千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通規制課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り交通環境の整備促進を確保するため、工作物の設置又は工事等の道路使用許可の適正化を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路使用許可事務の適正化 道路使用許可に当たっては、実地踏査を行い、交通の安全と円滑を図るための必要な条件を付すとともに、許可条件の厳守について指導取締りを強化するなど安全対策の徹底を期する。 特に、幹線道路における大規模工事や路上競技等については、それが無秩序に行われることのないよう関係機関・団体等と緊密に連携し、工事方法や実施期間、コース変更等の事前調整を実施するとともに、道路管理者及び工事施工者（主催者）等に対して交通保安上必要な措置を講じさせる。 2 交通安全活動推進センター事業の推進 道路における車両の駐車対策、交通の規制、道路使用の適正化を推進するため、交通安全活動推進センターに対する道路使用許可に伴う調査、確認等の委託業務を推進するとともに、広報啓発活動等が適正に行われるよう指導する。 | |

| | |
|----|-------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 |
| 細目 | ア 道路使用及び占用の適正化等 |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
|------|-----------|

[計画の実施方針]
道路の占用許可に当たっては、道路の構造を保全し安全かつ円滑な道路交通を確保するため、原則として抑制する方針の下に適正な運用を行うとともに、占用物件等の維持管理の適正化を図り、併せて、違反広告物等不法占用物件の取り締まりを強化する。

[令和2年度事業計画の内容]
1 道路占用工事に係る掘り返し防止対策の徹底等
道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路占用工事等連絡協議会において、工期の調整等を図り、掘り返し防止対策を徹底する。
2 不法占用物件の指導取締り
不法占用物件等について、他の道路管理者、屋外広告物許可担当機関及び警察と連携して違反広告物等の一掃に努めるほか、所有者（広告主）に対する指導を強化する。

| | |
|----|-------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 |
| 細目 | イ 休憩施設等の整備の推進 |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
|------|-----------|

[計画の実施方針]
過労運転に伴う事故の防止や近年の女性、高齢者ドライバーの増加に対応して、一般道路においても休憩施設の整備が必要となっていることから、道路利用者のための休憩機能と道路利用者や地域住民のための情報発信機能、地域の連携機能を備えた「道の駅」の整備を推進する。
また、分かりやすく使いやすい道路交通環境を整備し、安全で円滑な交通の確保を図るため、道路交通等に関する情報を迅速かつ的確に提供する道路情報提供装置や主要な交差点におけるわかりやすい道路案内を行うための交差道路標識の設置を推進する。

[令和2年度事業計画の内容]
「道の駅」について
令和2年4月現在では

| | |
|--------|---------|
| 全国で | 1,173箇所 |
| 九州・沖縄で | 144箇所 |
| 県内で | 22箇所 |

| | |
|----|----------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 |
| 細目 | ウ 子どもの遊び場等の確保 |
| 予算 | 1,861,000 社会資本整備総合交付金 (単位：千円) |

| 実施機関 | 県土木部都市計画課 | | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|----------------|-----|----|---------|------|-----------|----------------|
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故防止を図るとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、都市公園等の整備を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>都市公園等事業により、都市公園等を整備する。22事業で事業費1,861,000千円。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業量</th> <th>事業費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園等事業</td> <td>22事業</td> <td>1,861,000</td> <td>県1事業, 19市町21事業</td> </tr> </tbody> </table> | | 事業名 | 事業量 | 事業費 | 備考 | 都市公園等事業 | 22事業 | 1,861,000 | 県1事業, 19市町21事業 |
| 事業名 | 事業量 | 事業費 | 備考 | | | | | | |
| 都市公園等事業 | 22事業 | 1,861,000 | 県1事業, 19市町21事業 | | | | | | |

| | |
|----|-------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 |
| 細目 | エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|------|--------------|
| 実施機関 | 国土交通省九州地方整備局 |
|------|--------------|

[計画の実施方針]

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

[令和2年度事業計画の内容]

車両の通行制限の強化

道路の構造を保全し、また、交通の危険を防止するため、車両制限令の周知徹底を図り、違反車両については、関係機関と密接な連絡を保ちつつ指導取締りを強化する。

次の表の規格を超えるものについては、道路管理者の許可を受けなければならないので、これに伴う許可事務等の適正運営を期する。

| | | | |
|-----|--------------------|--------|----------------------|
| 幅 | 2.5 m | 高さ | 3.8 m (指定道路は高さ4.1 m) |
| 重量 | 20 t (指定道路は重量25 t) | 長さ | 12.0 m |
| 軸量 | 10 t | 最小回転半径 | 12.0 m |
| 輪荷重 | 5 t | 隣接軸重 | 18～20 t |

気象等基準値により、危険箇所の交通規制を実施する。

交通規制規制区間及び規制基準

・路線名：国道10号

規制区間：始良市重富～鹿児島市吉野町磯

距離標：447k900～459k200

規制基準：連続雨量が200mmに達した場合

気象観測所：竜ヶ水雨量観測所（テレメータ）

・路線名：国道225号

規制区間：鹿児島市平川町長谷迫～鹿児島市下福元町影原

距離標：34k100～37k900

規制基準：連続雨量が200mmに達した場合

気象観測所：野崎雨量観測所（テレメータ）

・路線名：国道220号

規制区間：垂水市牛根境

距離標：174k500～178k300

規制基準：連続雨量が200mmに達した場合

気象観測所：牛根境雨量観測所（テレメータ）

特殊通行規制区間

- ・路線名：国道10号
規制区間：始良市白浜
距離標：449k000～450k000
規制基準：越波があり，通行が危険と判断される場合
気象観測所：鹿児島地区气象台
- ・路線名：国道224号
規制区間：垂水市海潟新道～鹿児島市桜島赤水町
距離標：0k000～11k200
規制基準：①土石流が発生し通行が危険と判断される場合
②桜島爆発による噴火落石，降灰があり通行が危険と判断される場合
- ・路線名：国道226号
規制区間：鹿児島市喜入前之浜町
距離標：59k000～60k000
規制基準：越波があり，通行が危険と判断される場合
気象観測所：鹿児島地区气象台

| | |
|----|-------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 |
| 細目 | エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 |
| 予算 | (単位：千円) |

| 実施機関 | 県土木部道路維持課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|--|------|-----------------|--------|---------------|---------------------|-------------|--------------|---------------------|-----------|-----------|---------------------|------------|--------------|---------------------|-------------|-----------|---------------------|--------------|------------|---------------------|--------|--------------------------------|--|----------|------------------------|----------------|----------|-------------------------|----------------|----------|------------------|----------------|------------|-----------------|----------------|
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>異常気象等により災害が発生し、通常の通行が困難であると認められる場合は、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>豪雨、台風等の異常気象時において、落石、崩落土等があり、道路の通行が危険であると認められた場合、状況に応じて通行規制を行う。</p> <p>また、通行規制箇所については道路情報総合システム、道路情報提供装置により情報提供を行う。</p> <p>異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>規制区間</th> <th>規制基準(通行止めにする基準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道269号</td> <td>肝属郡南大隅町伊座敷～浮津</td> <td>連続雨量200mm/24hに達した場合</td> </tr> <tr> <td>(主)上屋久永田屋久線</td> <td>熊毛郡屋久島町永田～瀬切</td> <td>連続雨量220mm/24hに達した場合</td> </tr> <tr> <td>(一)馬渡大川原線</td> <td>曾於市財部町大川原</td> <td>連続雨量200mm/24hに達した場合</td> </tr> <tr> <td>(一)下東郷阿久根線</td> <td>薩摩川内市城上町宇都川路</td> <td>連続雨量220mm/24hに達した場合</td> </tr> <tr> <td>(一)屋久島公園安房線</td> <td>熊毛郡屋久島町安房</td> <td>連続雨量220mm/24hに達した場合</td> </tr> <tr> <td>(一)白谷雲水峡宮之浦線</td> <td>熊毛郡屋久島町宮之浦</td> <td>連続雨量220mm/24hに達した場合</td> </tr> <tr> <td>国道389号</td> <td>黒之瀬戸大橋 阿久根市黒之浜～ 出水郡長島町瀬戸</td> <td>人・二輪…風速20mm/sに達した場合 自動車 …風速25mm/sに達した場合</td> </tr> <tr> <td>(一)鹿島上甕線</td> <td>甕大明神橋 薩摩川内市上甕町平良～中甕</td> <td>風速25mm/sに達した場合</td> </tr> <tr> <td>(主)伊仙天城線</td> <td>秋利神大橋、天城大橋 大島郡天城町秋利神</td> <td>風速20mm/sに達した場合</td> </tr> <tr> <td>(主)伊仙天城線</td> <td>鹿浦大橋 大島郡伊仙町鹿浦</td> <td>風速20mm/sに達した場合</td> </tr> <tr> <td>(主)西之表南種子線</td> <td>カシミヤ橋 西之表市安城</td> <td>風速20mm/sに達した場合</td> </tr> </tbody> </table> | | 路線名 | 規制区間 | 規制基準(通行止めにする基準) | 国道269号 | 肝属郡南大隅町伊座敷～浮津 | 連続雨量200mm/24hに達した場合 | (主)上屋久永田屋久線 | 熊毛郡屋久島町永田～瀬切 | 連続雨量220mm/24hに達した場合 | (一)馬渡大川原線 | 曾於市財部町大川原 | 連続雨量200mm/24hに達した場合 | (一)下東郷阿久根線 | 薩摩川内市城上町宇都川路 | 連続雨量220mm/24hに達した場合 | (一)屋久島公園安房線 | 熊毛郡屋久島町安房 | 連続雨量220mm/24hに達した場合 | (一)白谷雲水峡宮之浦線 | 熊毛郡屋久島町宮之浦 | 連続雨量220mm/24hに達した場合 | 国道389号 | 黒之瀬戸大橋 阿久根市黒之浜～ 出水郡長島町瀬戸 | 人・二輪…風速20mm/sに達した場合 自動車 …風速25mm/sに達した場合 | (一)鹿島上甕線 | 甕大明神橋 薩摩川内市上甕町平良～中甕 | 風速25mm/sに達した場合 | (主)伊仙天城線 | 秋利神大橋、天城大橋 大島郡天城町秋利神 | 風速20mm/sに達した場合 | (主)伊仙天城線 | 鹿浦大橋 大島郡伊仙町鹿浦 | 風速20mm/sに達した場合 | (主)西之表南種子線 | カシミヤ橋 西之表市安城 | 風速20mm/sに達した場合 |
| 路線名 | 規制区間 | 規制基準(通行止めにする基準) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国道269号 | 肝属郡南大隅町伊座敷～浮津 | 連続雨量200mm/24hに達した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (主)上屋久永田屋久線 | 熊毛郡屋久島町永田～瀬切 | 連続雨量220mm/24hに達した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (一)馬渡大川原線 | 曾於市財部町大川原 | 連続雨量200mm/24hに達した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (一)下東郷阿久根線 | 薩摩川内市城上町宇都川路 | 連続雨量220mm/24hに達した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (一)屋久島公園安房線 | 熊毛郡屋久島町安房 | 連続雨量220mm/24hに達した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (一)白谷雲水峡宮之浦線 | 熊毛郡屋久島町宮之浦 | 連続雨量220mm/24hに達した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国道389号 | 黒之瀬戸大橋 阿久根市黒之浜～ 出水郡長島町瀬戸 | 人・二輪…風速20mm/sに達した場合 自動車 …風速25mm/sに達した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (一)鹿島上甕線 | 甕大明神橋 薩摩川内市上甕町平良～中甕 | 風速25mm/sに達した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (主)伊仙天城線 | 秋利神大橋、天城大橋 大島郡天城町秋利神 | 風速20mm/sに達した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (主)伊仙天城線 | 鹿浦大橋 大島郡伊仙町鹿浦 | 風速20mm/sに達した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (主)西之表南種子線 | カシミヤ橋 西之表市安城 | 風速20mm/sに達した場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----|-------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 2 道路交通環境の整備 |
| 項目 | (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 |
| 細目 | オ 降灰除去活動の推進 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|-----------|
| 実施機関 | 県土木部道路維持課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>火山（桜島、新燃岳）の爆発における道路への降灰の除去を速やかに行うよう、降灰除去作業を実施する。</p> <p>また、豪灰時においては各道路管理者等により「道路の降灰除去に関する連絡調整会議」における「豪灰時における道路交通確保のための緊急措置要領」による応援体制に基づき、降灰除去活動を実施する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>火山（桜島、新燃岳）の爆発における道路への降灰の除去を速やかに行うよう、降灰除去作業を実施する。</p> | |

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | ア 幼児に対する交通安全教育 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>幼児期における交通安全行動は、家庭のしつけが基本であり、家庭の教育力を高めるため、交通安全母の会の活動を支援する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>鹿児島県交通安全母の会連絡協議会活動の支援</p> <p>子どもの交通事故防止のために、下記活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度総会（書面開催） ・ 第41回交通安全母の会鹿児島県大会 ・ 世代間交流事業 ・ 交通安全家族会議の推進 ・ 命を守る旗リレー ・ 「ふるさと交通安全フェア」における「母の会コーナー」の設置 ・ 母と子・高齢者の自転車教室 ・ 飲酒運転根絶キャンペーン ・ 電動カート講習会 | |

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | ア 幼児に対する交通安全教育 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|-------------|
| 実施機関 | 県教育委員会義務教育課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>幼稚園における交通安全教育は、幼児の心身の発達の段階や地域の実情に応じて、幼稚園教育要領の心身の健康に関する領域「健康」の内容に基づき、身の回りを安全なものにするための生活に必要な習慣や態度を、幼稚園生活の自然な流れの中で身に付けていくようにする。</p> <p>その際、家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、日常の教育・保育のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うようにする。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 各種研修会での指導を通して、交通安全教育の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室（年1回以上）の教育課程への位置付け 絵本・紙芝居等の活用による日常的な交通ルール遵守の態度の育成 園外保育・行事等の機会を捉えた具体的マナー指導の実践 家庭及び関係機関・団体等との連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 保護者に対する交通安全講習会等の奨励 交通ボランティアとの連携による通園時の安全な行動の指導 幼児や地域の実態に応じた幅広い教材・教具・情報提供等の依頼 | |

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | ア 幼児に対する交通安全教育 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <ol style="list-style-type: none"> 幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。 幼児教育を効果的に実施するためには、体得させる参加・体験・実践型の教育により、発達段階に応じた指導内容等に配慮し、自治体や幼稚園、保育園等と連携を図る。 視聴覚に訴える教材、例えば、DVD等の視聴覚教材、腹話術等を取り入れた楽しく学べる交通安全教育が効果的であるため、幼児の特性を理解し、工夫を凝らした教育となるよう連携、支援する。 <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> ひまわり号による出前方式交通安全教育の推進 発達段階に応じた腹話術等による教育、教育器材を活用した参加・体験型の交通安全教育の実施 自治体や幼稚園、保育園等と連携した、母と子を対象とした交通安全教育の推進 保育士・幼稚園教諭など幼児と日常的に接する者に対する指導・援助による指導者育成の推進 | |

| | |
|----|--|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | イ 児童に対する交通安全教育 ウ 中学生に対する交通安全教育 エ 高校生に対する交通安全教育 |
| 予算 | (単位：千円) |

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

[計画の実施方針]

身近な交通環境における様々な危険に気づき、常に的確な判断の下に安全に行動できる実践的な態度を養うとともに、交通社会の一員として、自己の安全のみならず、他の人々の社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成することを目標として、大部分の児童生徒が将来運転者となる現状を踏まえつつ、学校、家庭、地域社会との連携を図りながら、計画的かつ継続的に行う。

[令和2年度事業計画の内容]

「県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動」の重点事項に、「交通ルールの遵守とマナーの向上」「子どもと若者の交通事故防止」を設定し、関係機関・団体や地域が一体となって、子どもや高校生を含む若年者の交通事故防止、交通安全意識の高揚等の広報・啓発に努め、関係機関・団体の開催する交通安全教育やイベント等に啓発器材等の貸出、提供を行い、活動の支援を行う。

| 配置箇所 | ビデオテープ等本数 |
|------------|-----------|
| 県くらし共生協働課 | 78本 |
| 南薩地域振興局 | 20本 |
| 北薩地域振興局 | 14本 |
| 始良・伊佐地域振興局 | 13本 |
| 大隅地域振興局 | 17本 |
| 熊毛支庁 | 1本 |
| 大島支庁 | 19本 |
| 合計 | 162本 |

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | イ 小学生に対する交通安全教育 ウ 中学生に対する交通安全教育 エ 高校生に対する交通安全教育 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|-----------|
| 実施機関 | 県教育庁社会教育課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>地域・家庭及び関係団体がそれぞれの特性を生かし、学校、警察と連携を図りながら地域ぐるみの交通安全活動を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 子ども会活動の充実と安全教育の推進</p> <p>(1) 県子ども会安全啓発初級指導者養成講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期 日 7月4日(土) ・ 場 所 かがしま県民交流センター ・ 募集人員 50人 <p>(2) 地域での子ども会活動や地区子ども会大会での安全教育に関する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区子ども会大会(県下7地区で実施予定 2,500人) ・ 救急法、KYT(危険予知トレーニング)等についての研修を実施 <p>2 ジュニア・リーダークラブ等による交通安全に関する意識の高揚と実践活動の推進</p> <p>(1) 地区ジュニア・リーダー研修会でのKYT(危険予知トレーニング)研修の実施</p> <p>(2) 地域(各市町村、校区等の活動場所)での実践活動の推進</p> <p>3 県PTA連合会との連携、交通安全に関する意識の高揚を図る取組と実践活動の推進</p> <p>(1) 「自転車・バイク・歩行者のマナーアップ運動」の実施</p> <p>(2) 登下校時における交通安全指導の促進と事故防止の強化</p> <p>(3) 子どもの安全を守る地域活動の創出及び積極的参加</p> <p>(4) 「バイク3ない運動」(免許を取らせない・買わせない・運転させない)の推進</p> <p>(5) 県PTA新学生総合保障制度・全高P連賠償責任保障制度への加入促進</p> | |

| | |
|----|--|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | イ 児童に対する交通安全教育 ウ 中学生に対する交通安全教育 エ 高校生に対する交通安全教育 |
| 予算 | 148 |

(単位：千円)

| | |
|------|-------------|
| 実施機関 | 県教育委員会保健体育課 |
|------|-------------|

[計画の実施方針]

学校（小学生・中学生・高校生）における交通安全教育は、生涯にわたる交通安全教育の一環として、自他の生命の尊重という基本理念に立って、児童生徒の心身の発達の段階や地域の実情に応じ、家庭及び地域や関係機関・団体との連携・協力を図りながら、学習指導要領に基づいて、学校の教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に行う。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 登下校指導
 - (1) 各学校において、継続的に朝の登校指導、夕方の下校指導を実施する。
 - (2) PTAや地域ボランティア等と連携した登下校指導を行う。
 - (3) 交通安全及び防犯等の側面から、通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、安全な通学路を児童生徒及び家庭に周知徹底させる。
 - (4) 集団登下校を実施する場合、道路の状況に応じて、集団の人数や安全な隊形等について指導を徹底し、通学の安全が図られるようにする。
- 2 教育活動全般における交通安全教育の充実
 - (1) 学校安全計画に基づき、各教科、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動など、すべての学校教育活動全体を通じて指導する。
 - (2) 児童生徒の発達の段階や学校及び地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。また、「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」第9条、第11条第1項、第12条第1項及び第3項により、各学校において、自転車損害賠償保険等への加入及び自転車乗車用ヘルメットの着用をはじめとする児童生徒が自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を実施するとともに、保護者への啓発を行う。
 - (3) 児童生徒の危険予知能力、危険回避能力等を高めるための具体的な指導を行い、自ら交通事故を回避する能力を高める。
 - (4) 児童会・生徒会活動等において、児童生徒の自主的・自発的活動を促進するような取組を行う。
 - (5) 警察や関係機関・団体との連携による交通安全教室や実技指導等（自転車の点検及び乗り方も含む）を実施する。
- 3 高等学校における交通安全教育の充実（二輪車安全利用を中心に）
 - (1) 警察や関係団体等との連携による二輪車実技講習会、自転車又は原動機付自転車安全利用モデル校宣言等の実施を積極的に促進する。
 - (2) LIR等における、危険予測訓練や事故事例研究等を通じて、生徒の思考力や判断力を養う取組を促進する。
- 4 教職員の指導力の向上等

自転車通学許可校等担当者研修会

 - ・ 対象：小・中・高等学校の教職員等
 - ・ 期日：令和2年7月28日（火）
 - ・ 場所：鹿児島県運転技能向上センター
 - ・ 内容：講義「学校における交通安全教育の現状と課題」
実技 交通法規を遵守した自転車の運転

| | |
|--|--|
| <p>学校安全教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対 象 : 小・中・高等学校の教職員等 ・ 期 日 : 令和2年8月27日(木) ・ 場 所 : 南薩地区(指宿市民会館) ・ 内 容 : 講義「学校における交通安全教育のあり方」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全の現状と課題 ・ 交通安全教育計画作成(演習) | |
| 5 | <p>「交通事故0月間運動」の設定</p> <p>小・中・高・特別支援学校,各市町村教育委員会等が一斉に7月・12月を「交通事故0月間」として設定し,平素の指導に加えて重点を置いた指導を行う。</p> <p>【主な取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登校時の街頭指導 ・ 交通安全教室の実施 ・ 自転車・原動機付自転車の安全点検及び実技指導 ・ 危険箇所マップ等の作成と配布 ・ 通学路の安全点検 ・ 地区奉仕作業による通学路の安全確保 ・ 公民館放送等による交通事故防止の呼びかけ等 ・ 「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」,「かごしま自転車安全利用五則」,自転車運転者講習制度の周知徹底 |

| | |
|-----|-----------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項 目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細 目 | イ・ウ・エ 小学生・中学生・高校生に対する交通安全教育 |
| 予 算 | (単位:千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童に対しては,歩行者,自転車利用者としての基本的なルールやマナーの習得とともに,道路における危険を予測し,危険を回避できる能力を養成する。 2 中学生に対しては,基本的なルールやマナーだけでなく,周囲への気遣いや他人への思いやりといった,社会性を身につけられるよう,教育委員会,学校等と連携を強化する。 3 高校生に対しては,二輪車の運転免許を取得できる年齢になるため,社会的な責任を持って,これまで以上に交通ルールを遵守し,交通マナーを実践できるように指導する。 4 交通安全教育指導者に対する指導援助により,交通安全教育レベルの向上を図る。 <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通少年団等地域組織の結成促進と,その指導者の育成を支援 2 交通安全教育指導者に対する指導,援助の推進 3 自転車安全利用月間(5月)を捉えて,安全利用促進広報キャンペーン等の実施 4 小学校,中学校及び高校等の教諭に対する指導・援助による指導者育成の推進 | |

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | オ 成人に対する交通安全教育 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>「県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動」の重点事項に、「交通ルールへの遵守とマナーの向上」を設定し、関係機関・団体や地域が一体となって、社会人、大学生等の交通事故防止、交通安全意識の高揚等の広報・啓発に努める。</p> <p>鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関・団体をはじめ、各企業、事業所に対し、職員に対する交通安全講習の積極的な実施を促進する。</p> <p>各季の交通安全運動に関するチラシ、ポスター等を県内の各大学に配布し、学生の交通安全意識の高揚を図る。</p> | |

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | オ 成人に対する交通安全教育 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。 2 運転免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技術、特に危険予測・回避の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、飲酒運転の根絶等交通安全意識・交通マナーの向上を目標とする。 3 自動車使用者等については、安全運転管理者等の法定講習をはじめとする各種研修会の充実に図るほか、企業及び事業団体の自主的な事故防止のための活動を促進して、安全運転の促進を図る。 4 近年、自転車利用者のルール違反が全国的に社会問題化している状況を踏まえ、自動車運転中のみならず、自転車利用時のルール及びいわゆる「かごしま自転車条例」に関しても周知徹底を図る。 <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体の活動を通じた飲酒運転の根絶等交通ルールの遵守と交通マナーの高揚 県安全運転管理協議会や県交通安全協会をはじめとする関係機関・団体が実施する交通安全教育や各種対策に対する協力・支援を行う。 2 運転者に対する安全運転励行の指導 <ol style="list-style-type: none"> (1) 運転適性診断車「さわやか号」による交通安全教室の推進 県警交通安全教育指導員による、運転適性診断車「さわやか号」を運用して県内各地を巡回し、事業所従業員等を対象に運転適性診断や診断結果に基づいた個別的な安全指導を実施する。 (2) 交通安全教育資機材を活用した運転者教育の推進 危険予測トレーニング等の交通安全教育資機材を活用し教育の充実に図る。 (3) 「交通事故を起こさないための防衛運転法」の周知徹底 交通事故を未然に防ぐための基本事項を紹介した、「交通事故を起こさないための防衛運転法」等を活用して運転者の安全意識の高揚を図る。 3 自転車の安全利用に関する教育機会の確保 企業等で行う法令講習に自転車のルールに関する事項やいわゆる「かごしま自転車条例」を盛り込むなど、成人が自転車の安全利用に関する教育を受けられる機会を確保する。 | |

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | カ 高齢者に対する交通安全教育 |
| 予算 | (再掲：高齢者交通安全対策事業 488) |

(単位：千円)

| | |
|------|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
|------|------------------|

[計画の実施方針]
 高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能並びに交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 高齢運転者交通安全対策事業
 地域活動で中心的役割を担う高齢者等を対象に、参加・体験・実践型の講習会を開催し、高齢運転者の交通死亡事故抑止を図ることを目的として、講義、実技講習を実施する。
 - 事業内容
 県下7か所の自動車学校において、地域活動で中心的役割を担う高齢者等を対象に、講義・実技講習を実施する。
- 2 「つけてますか？通信」の発行
 高齢者交通事故に関する情報をまとめた広報紙「つけてますか？通信」を年4回発行し、県都市町村各地区老人クラブ代表に配布する。

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | カ 高齢者に対する交通安全教育 |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|--------------------|
| 実施機関 | くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課 |
|------|--------------------|

[計画の実施方針]
 明るい長寿社会の実現と高齢者の保健福祉の向上を図るため、老人クラブが行う交通安全に係る活動や交通事故防止に係る運動等を促進する。

[令和2年度事業計画の内容]
 各地域の老人クラブ活動における交通安全・交通事故防止活動等の推進

- 高齢者の交通事故防止のための運動の展開
 - ・「交通安全運動」広報啓発キャンペーンへの参加
- 県老人クラブ大会等において、交通安全意識啓発のためのチラシを配布
- 高齢者交通事故防止講習会への参加
- 各地域の交通安全教室（各警察署交通課）への参加
- 市町村老人クラブ連合会におけるのぼり旗の掲出等による交通安全意識啓発活動

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | カ 高齢者に対する交通安全教育 |
| 予算 | |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の低下が歩行者又は運転者としての交通行動に影響を及ぼすことを理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。 2 高齢者に対する交通安全教育は、直接体験させ、かつ、繰り返し実施することが効果的であることから、高齢者を対象にした体験学習、交通安全ナイトスクール等の参加・体験型交通安全教育、子どもとその保護者、高齢者の三世代交流等の実践的な交通安全教育を実施する。また、自治体をはじめ関係機関・団体と連携し、自主的な交通安全活動を展開し、地域・社会における交通安全活動の主導的役割を果たすよう指導・助言する。 <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故実態等の分析に基づいた参加・体験・実践型交通安全教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 夜間における道路横断の危険性や夜光反射材の効果等を体験させる交通安全ナイトスクールの推進 (2) 運転適性診断車「さわやか号」の積極的活用（高齢歩行者教育システム、運転適性診断等） (3) 安全運転サポート車の体験試乗等による参加・体験・実践型交通安全教育の推進 (4) 三世代交流による交通安全教育の推進 2 高齢者の交通事故防止に効果的な安全教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「プラス1運動」の展開 横断時の確認（道路中央での左側確認）、夜光反射材の着用、明るい服装 (2) 「ちゃいっぺ心で補償運転」の普及啓発 3 関係機関と連携した交通安全教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警察官、民生委員、自治会長等による戸別訪問での指導の充実 (2) 高齢者関連施設、郵便局、温泉センター等における「交通安全の呼びかけ」 (3) 県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会からなる「三師会」会員医療機関での「交通安全一口アドバイス」の実施 (4) 安全・安心エリアを選定しての交通安全教育と街頭での個別指導等の実施 (5) 高齢者元気度アップ・ポイント事業を活用した受講者の拡大 (6) 自治体、老人クラブ等と連携した交通安全教室の実施 (7) 電動車いす販売店と連携した交通安全教育活動の推進 | |

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | キ 障害者に対する交通安全教育 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動等の場を活用するなどして、障害の程度に応じて、きめ細かい交通安全教育を推進する。</p> <p>また、手話通訳者等の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供、効果的な教材の開発に努める。</p> <p>また、自立歩行できない障害者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障害者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体等と連携した交通安全教育の推進 2 交通安全教育手法の多様化の検討 3 交通安全教育指導者に対する指導、援助の推進 4 タンDEM自転車の安全利用に係る広報啓発の推進 | |

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | ク 外国人に対する交通安全教育 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及を目的として交通安全教育を推進するとともに、最近の国際化の進展を踏まえ、効果的な交通安全教育に努める。また、外国人を雇用する使用者を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体との連携による交通安全教育の実施 2 外国人が稼働する事業所と連携した交通安全教育の実施 外国人が稼働する事業所において交通安全教育等を実施する際には、通訳の確保を依頼するなど、我が国の交通ルールに関する知識の普及を中心に、外国人に分かりやすい講習の実施に努める。 3 外国人旅行者等に対する交通事故防止対策の推進 宿泊施設やレンタカー事業所を通じ、外国人旅行者等に対し、外国語版「外国人運転者向け安全運転リーフレット」を配付する等、国内の道路交通法や交通ルールの周知を図る。 4 自転車の安全利用等、参加・体験型の交通安全教育の実施 2 交通安全教育指導者に対する指導、援助の推進 | |

| | |
|----|-------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (2) 効果的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------|------|-----------|-----------|-----|---------|-----|---------|-----|------------|-----|---------|-----|------|----|------|-----|----|------|
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>交通安全教育の充実と交通安全意識の高揚を目指し、交通安全教育器材類の利用の促進と効果的な運用を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>関係機関・団体の開催する交通安全教育やイベント等に啓発器材等の貸出、提供を行い、活動の支援を行う。</p> <p>【啓発器材の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ちびっ子免許証作成器材 ・ 交通安全教育ビデオ（DVD） <p>交通安全教育ビデオ（DVD）配置箇所及び本数等（令和2年3月末日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置箇所</th> <th>ビデオテープ等本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県くらし共生協働課</td> <td>78本</td> </tr> <tr> <td>南薩地域振興局</td> <td>20本</td> </tr> <tr> <td>北薩地域振興局</td> <td>14本</td> </tr> <tr> <td>姶良・伊佐地域振興局</td> <td>13本</td> </tr> <tr> <td>大隅地域振興局</td> <td>17本</td> </tr> <tr> <td>熊毛支庁</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>大島支庁</td> <td>19本</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>162本</td> </tr> </tbody> </table> | | 配置箇所 | ビデオテープ等本数 | 県くらし共生協働課 | 78本 | 南薩地域振興局 | 20本 | 北薩地域振興局 | 14本 | 姶良・伊佐地域振興局 | 13本 | 大隅地域振興局 | 17本 | 熊毛支庁 | 1本 | 大島支庁 | 19本 | 合計 | 162本 |
| 配置箇所 | ビデオテープ等本数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県くらし共生協働課 | 78本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南薩地域振興局 | 20本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北薩地域振興局 | 14本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 姶良・伊佐地域振興局 | 13本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大隅地域振興局 | 17本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 熊毛支庁 | 1本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大島支庁 | 19本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 162本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----|-------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (2) 効果的な交通安全教育の推進 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。</p> <p>交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資器材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。</p> <p>また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実及び効果的な教育手法の開発・導入に努める。</p> <p>さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるように努める。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ひまわり号による出前方式の参加体験型交通安全教室の推進 2 さわやか号による歩行者教育システム、運転適性診断等を活用した安全教育の推進 3 自治体や福祉関係者等との連携による交通安全ネットワークの構築 4 交通安全教育指導者の育成 5 交通事故情報等、交通安全教育資料の積極的提供 6 飲酒運転根絶気運の醸成 7 スケアード・ストレイト技法や自転車シミュレータの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室の推進 | |

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | ア 交通安全運動の推進 イ 自転車の安全利用の推進 ウ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 エ チャイルドシートの正しい使用の徹底 オ 反射材用品の普及促進 カ 飲酒運転の根絶に向けた対策 |
| 予算 | 交通安全普及促進事業 163 (単位：千円) |

| | |
|--|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 交通安全県民運動の効果的推進</p> <p>関係機関・団体と連携して、各季の交通安全運動（交通事故防止運動）をはじめ、テーマに応じた交通安全運動を強力に推進する。</p> <p>また、毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、市町村をはじめ関係機関・団体が一斉に、街頭活動等の強化や広報・啓発活動を推進し、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図り、高齢者の事故防止に努める。</p> <p>さらに、毎月20日を「交通安全の日」と位置付け、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通安全の意識高揚を図るため、県民総ぐるみで事故防止対策を展開する。</p> <p>このほか、交通死亡事故の多発状況に応じ、適宜、交通死亡事故多発警報の発令や特別対策を実施し、交通安全の確保に向けた県民の注意の喚起に努める。</p> <p>令和2年度県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動</p> <p>(1) スローガン 「ルールとマナー みんなで守ろう <small>かごとまじ</small> 鹿兒島路」</p> <p>(2) 最重点 ○ 高齢者の交通事故防止（高齢運転者事故防止を含む）～「プラス1運動」の展開～</p> <p>(3) 重点 ア 交通ルールの遵守とマナーの向上 イ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ～全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開～ ウ 早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止 ～「3（サン）ライト運動」の展開と夜光反射材用品の着用の推進～ ○ 3（サン）ライト運動 ① 夕暮れ時の早めのライト点灯 ② 原則上向きライト点灯 ③ トンネル内ライト点灯 の3つのライト点灯に関する習慣を運転者に呼びかける運動 ○ ライト点灯の日 10月10日を「10（てん）10（とお）」の語呂合わせで、「ライト点灯の日」と定め、県民に「3（サン）ライト運動」の周知徹底を図るとともに、早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止を目的とした諸対策を実施する。</p> | |

エ 飲酒運転の根絶 ～「飲酒運転8（やっ）せん運動」の展開～

○ キャッチフレーズ

- ・ 酒を飲んだら運転しません。（運転者）
- ・ 運転するなら酒は飲みません。（運転者）
- ・ 酒を飲んだ人には運転させません。（ハンドルキーパー指定）
- ・ 酒を飲んだ人には車は貸しません。（車両提供者）
- ・ 運転する人に酒はすすめません。（酒類提供者）
- ・ 酒を飲んだ人の車には同乗しません。（同乗者）
- ・ 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません。（使用者）
- ・ 酒を飲んだら自転車も乗りません。（自転車利用者）

○ 街頭キャンペーンの実施

- ・ 令和2年12月上旬、鹿児島市で実施予定

オ 子どもと若者の交通事故防止

カ 自転車の安全利用の推進 ～かごしま自転車条例等の更なる理解促進～

「かごしま自転車条例」「かごしま自転車安全利用五則」等の更なる理解促進を図ることで自転車の安全で適正な利用を促進する。

○ かごしま自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライト点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ ヘルメットを着用

(4) 運動の名称及び期間

| 期 間 | 運 動 名 |
|----------------------|---------------|
| 2. 4. 6 ～ 2. 4. 15 | 春の全国交通安全運動 |
| 2. 7. 11 ～ 2. 7. 20 | 夏の交通事故防止運動 |
| 2. 9. 21 ～ 2. 9. 30 | 秋の全国交通安全運動 |
| 2. 12. 10 ～ 3. 1. 10 | 年末年始の交通事故防止運動 |

2 ふるさと交通安全フェアの支援

県民の交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体が主体となって、参加・体験型の安全教育の場「ふるさと交通安全フェア」の支援を行う。

※ 令和2年度開催予定地・・・選定中

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | イ 自転車の安全利用の推進 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>1 良好な自転車交通実序の実現を図るため、自転車利用者に対するルールやいわゆる「かごしま自転車条例」の周知及び安全教育を推進するほか、自転車の安全利用を促進する。 地方公共団体や学校、自転車関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則やかごしま自転車安全利用五則を活用するなどして、集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施するほか、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、関係機関・団体、地域住民等と共同で街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。 また、自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮し通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車の歩道通行時におけるルールについての周知・徹底を図る。</p> <p>2 薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等の反射材の取付けを促進する。 また、幼児が同乗中の自転車の危険性や事故実態について広報啓発を推進する。</p> <p>3 いわゆる「かごしま自転車条例」が施行された経緯と内容の周知徹底図るとともに、乗車用ヘルメットの着用の必要性や自転車損害賠償保険の加入の必要性の広報指導を積極的に推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 自転車利用者に対するルール及びいわゆる「かごしま自転車条例」の周知徹底 (1) かごしま自転車安全利用五則の周知徹底 (2) 自転車損害賠償保険加入の周知徹底 (3) 各種広報媒体を利用した広報啓発 (4) ヘルメットの着用促進</p> <p>2 自転車安全教育の推進 (1) 各学校における自転車教室の推進 (2) スケアード・ストレイト技法や自転車シミュレーターを活用した自転車教室の推進 J A 共済連と連携し、スケアード・ストレイト技法による自転車教室を開催するほか、自転車シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の自転車教室を開催する。 (3) 成人の自転車の安全利用に関する教育機会の確保 企業等で行う法令講習に自転車のルールやいわゆる「かごしま自転車条例」に関する事項を盛り込むなど、成人が自転車の安全利用に関する教育を受けられる機会を確保する。</p> <p>3 自転車月間中における取組 自転車月間（5月1日～31日）に各警察署単位において、自転車利用者に対する遵守徹底のための広報キャンペーン等を展開する。</p> <p>4 タンデム自転車の安全利用の推進 タンデム自転車の利用者や自転車販売店、レンタサイクル業者等に対して、安全利用に係る指導啓発を推進する。</p> <p>5 自転車運転者講習の適正な実施 自転車運転者講習については、体制等を整備して適正に実施するとともに、県民への広報を実施する。</p> | |

| | |
|----|-------------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | ウ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じた広報啓発を図るとともに、これらの着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 後部座席シートベルト着用調査の結果を活用した広報啓発活動の推進 2 各種講習会、交通安全運動等の機会を捉えて、後部座席を含めて全ての座席におけるシートベルトの正しい着用方法等について啓発指導に努めるとともに、衝突実験映像などを活用した着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。 3 非着用者に対する街頭での指導取締り及び着用指導の充実を図る。 4 全席ベルト着用！！「します・させます」運動の展開 全席ベルト着用について、関係機関、団体との連携による広報活動等を強化し、県民への周知徹底を図る。 | |

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | エ チャイルドシートの正しい使用の徹底 |
| 予算 | |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、広報啓発を図るとともに、これらの着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 チャイルドシート使用調査の結果を活用した広報啓発活動の推進 2 各種講習会、交通安全運動等の機会を捉えて、チャイルドシートの着用効果、正しい着用方法等について啓発指導に努める 3 非着用者に対する街頭での指導取締り活動の充実を図る。 4 県警ホームページ等による広報を実施するなど、周知徹底を図る。 | |

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | オ 反射材用品の普及促進 |
| 予算 | |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>夜間における歩行中の死亡事故のほとんどが反射材を着用していない実態から、夜間の歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、夜光反射材の直接貼付活動や、各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発活動を行う。</p> <p>また、反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、交通安全ナイトスクール等の参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体との連携による反射材の配布等を行う。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自治体等、関係機関、団体との連携による夜光反射材着用促進運動の実施 2 交通安全ナイトスクールの実施により反射材の効果、ライトの上向き、下向きによる見え方の違いなどの体験 3 各種交通安全教育時における反射材の着用指導 4 高齢者交通安全教室等における反射材の配布及び直接貼付活動 ～「プラス1運動」の展開～ | |

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | カ 飲酒運転の根絶に向けた対策 |
| 予算 | (879) |

(単位：千円)

| | |
|------|----------------|
| 実施機関 | 県くらし保健福祉部障害福祉課 |
|------|----------------|

[計画の実施方針]

平成30年度に策定した、「鹿児島県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害や関連問題及びアルコール依存症に関する正しい知識と理解を広く県民に啓発する。

また、アルコール依存症はもとより、アルコール依存症までは至っていない多量飲酒者に対して、相談機関等による相談や健康教室等を通して、早期治療のための普及啓発を行う。併せて、相談から治療、回復支援に至る関係機関との連携、支援体制の整備を行う。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 県民に広く「アルコール健康障害」などの飲酒に伴うリスクやアルコール依存症について正しい知識の啓発や、相談機関等についての情報提供を行う。
 - (1) 保健所における研修会等
 - (2) 「アルコール関連問題啓発週間（11月10日～11月16日）」における広報誌等による普及・啓発
- 2 相談業務等に従事する職員の人材育成及び相談技術の向上

精神保健福祉センターにおいて、医療機関、保健所、市町村及びその他関係機関で相談業務に従事する職員を対象に研修会を開催する。
- 3 アルコール依存症の相談拠点

精神保健福祉センターにおいて、専門医による専門相談日を設定し、相談対応を行うほか、家族を対象とした支援教室を実施する。
- 4 関係機関の連携による相談から回復支援に至る支援体制の整備
 - (1) アルコール依存症者やその家族等に対して、保健所や県精神保健福祉センター等で相談対応し、専門医療機関の紹介や受診支援、生活支援を行う関係機関や当事者グループ等につながるなどの支援を行う。
 - (2) 精神保健福祉センターにおいて、アルコール依存症当事者グループ（断酒会やAA）の活性化に向けた助言指導を行う。
 - (3) 庁内検討会等において、飲酒運転をした者やその家族について、精神保健福祉センターや保健所等の相談機関につなげる仕組みづくりについての検討を行う。
- 5 県アルコール健康障害対策推進計画の推進・進捗管理

関係各課からなる片内連絡会議、外部有識者を含めた計画推進協議会（仮）を開催し、取組状況の評価及び推進のための協議を行う。

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | カ 飲酒運転の根絶に向けた対策 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>飲酒運転の根絶については、県民の安全安心な生活を確保する上で極めて重要な課題であり、県民も強い関心を持っている。</p> <p>しかしながら警察の取締りだけではその実現は困難であり、社会全体の取組が必要なことから、平素から自治体や交通安全協会等関係機関・団体等と連携した取組が必要である。</p> <p>飲酒運転根絶に向けて、運転者教育の徹底や、地域・職域を挙げた取組を強化し、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という社会全体の気運の醸成を図る必要がある。</p> <p>また、飲酒運転は重大事故に直結するおそれが極めて高い、悪質・危険な行為であり、県民の取締り要望も高いことから、効果的な取締り等を実施し、飲酒運転に起因する交通事故を防止する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 飲酒運転を根絶する気運の醸成</p> <p>(1) 関係機関・団体と連携した、飲酒運転根絶啓発活動等の推進</p> <p>(2) 飲酒運転8（やっ）せん運動の広報</p> <p>(3) 酒類提供飲食店と連携したハンドルキーパー運動の広報</p> <p>(4) 運転シミュレーターや飲酒体験ゴーグルを活用した体験型飲酒運転防止講習会の開催</p> <p>(5) 飲酒運転防止DVDを活用した交通講話の実施</p> <p>(6) 県警ホームページ等による広報の実施</p> <p>2 飲酒運転取締りの推進</p> <p>恒常的なミニ検問の実施や過去の飲酒運転に起因する事故等の分析に基づく先行的な取締りの推進</p> | |

| | | | |
|----|-----------------------|--------|---------|
| 章 | 1 道路交通安全の安全 | | |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 | | |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 | | |
| 細目 | キ 危険ドラッグ等薬物乱用防止対策の推進 | | |
| 予算 | 薬物乱用防止対策事業 | 3, 025 | (単位：千円) |
| | 危険ドラッグ対策事業 | 2, 679 | |

| | |
|---|------|
| 実施機関 | 県薬務課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>危険ドラッグ等薬物乱用防止に関する内容を盛り込んだポスター等を関係機関へ配布するとともに、学校等で薬物乱用防止教室を実施する等、危険ドラッグ等の乱用薬物の危険性・有害性に関する普及啓発を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 薬物乱用防止対策事業</p> <p>(1) 各種街頭キャンペーンや薬物乱用防止指導員による地域に根ざした啓発活動を通じて、広く県民に薬物乱用防止の普及啓発を実施する。</p> <p>(2) 薬務課及び保健所における薬物の一般相談に加え、県精神保健福祉センターにおいて専門医が薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援を行い、再乱用防止を推進する。</p> <p>(3) 県薬剤師会に委託し、中学生及びその他希望する学校の生徒を対象に学校薬剤師が専門的な啓発教育を実施する。</p> <p>2 危険ドラッグ対策事業</p> <p>(1) 危険ドラッグの有害性を広報するための資材を作製し配付を行う。</p> <p>(2) 広く県民へ危険ドラッグの有害性を広報するためシンポジウムを開催する。</p> <p>(3) 学校、各種会合での危険ドラッグ乱用防止のための講習を行う。</p> <p>3 予算</p> <p>薬物乱用防止対策事業 3,025千円</p> <p>危険ドラッグ対策事業 2,679千円</p> | |

| | |
|----|----------------------------|
| 章 | 1 道路交通安全の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | ク 農耕車の安全利用の推進 |
| 予算 | 282 農作業安全対策推進事業 (単位：千円) |

| | |
|--|-----------|
| 実施機関 | 県農政部経営技術課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>農業の機械化、農業・農村の高齢化が進展する中で、農作業事故が後を絶たず、県内では農作業死亡事故が過去5年間の平均で10件程度発生しており、その大半は農業機械による事故及び65歳以上の高齢者層による事故である。</p> <p>安定した農業経営を持続するためには、地域ぐるみの農作業安全意識の醸成及び組織的な農作業安全体制の確保が必要不可欠であるため、関係機関・団体と連携しながら、総合的な農作業安全対策を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 農作業事故防止の普及・啓発</p> <p>(1) 農作業事故実態調査の実施・解析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業死亡事故小票調査の実施 ・ 農作業事故調査の実施 ・ 農作業事故発生の要因解析 <p>(2) 農作業事故防止のための啓発・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業事故ゼロ運動の実施（4～6月，9～10月） ・ 上記月間中に、啓発資料（ポスター，チラシ等）の作成・配布 ・ 上記月間中に、テレビ・ラジオでの広報等により、事故防止を啓発 ・ 農作業安全確認運動（国）への協力（春：3～6月，秋：9～10月） ・ 農作業安全九州ブロック会議（春・秋）への参加による情報交換及び情報収集 <p>(3) 農作業安全対策研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業事故防止現地研修会の実施 ※各地域振興局・支庁開催 （参集範囲）一般農業者，地域の関係機関・団体 <p>※ 例年開催している当該研修会については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止対応とし，資料のみ配付を行った （参集範囲）農業機械士，市町村，農協，地域振興局・支庁農政普及課</p> <p>2 農作業安全体制の推進</p> <p>(1) 地域における農作業安全体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業機械士の認定（年間250人程度） ・ 各地域における農業機械士組織化の促進 <p>(2) 農業者のための労災保険の加入推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業事故防止現地研修会等での呼びかけ | |

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | ケ 効果的な広報の実施 |
| 予算 | 交通安全推進事業 2, 0 2 1 |

(単位：千円)

| | |
|------|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
|------|------------------|

[計画の実施方針]
 県民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、日常生活に密着した効果的な広報活動を推進する。

[令和2年度事業計画の内容]
 交通安全に関し、実施要綱及びチラシの作成・配布、ラジオ、ホームページ並びに広報紙等を活用した広報を行い、交通安全思想の普及・啓発を図る。

- 1 各季の運動
 - ・ 春の全国交通安全運動
 実施要綱 (1,300部), チラシ (13,000枚)
 ラジオ (4本)
 - ・ 夏の交通事故防止運動
 チラシ (7,000枚)
 ラジオ (3本)
 - ・ 秋の全国交通安全運動
 実施要綱 (1,300部), チラシ (13,000枚)
 ラジオ (3本)
 - ・ 年末年始の交通事故防止運動
 チラシ (20,000枚)
 ラジオ (4本)
 - ・ 「県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動」 県実施要綱 (1,300部)
- 2 一般運転者に対する広報啓発
 早朝、夕暮れ時、夜間に歩行中の高齢者が犠牲となる交通死亡事故が多発していることから、高齢者に対する広報啓発に加え、3ライト運動の「原則上向きライト点灯」や事故の特徴等、事故防止対策について記載した一般運転者に対する広報啓発のチラシを作成し配布する。
- 3 その他
 - ・ 「マナーアップ鹿児島」運動推進ポスター (1,300枚)
 - ・ 「つけてますか？通信」発行 (年4回, 各260部)
 - ・ 県ホームページへの掲載
 - ・ 交通安全指導車による広報啓発活動
 - ・ かごしま自転車条例の広報啓発活動

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | ケ 効果的な広報の実施 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>関係機関・団体と連携の下，各種広報媒体を活用し，家庭・学校・職場・地域等に交通事故実態を踏まえた具体的な交通安全広報，交通事故被害者の声を取り入れた訴求力の高い交通安全広報を計画的に行う。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 テレビやラジオ，新聞等の報道機関を活用した広報等を行う。 2 交通事故現場パネル写真，ポスター，チラシ，ミニ広報紙等を作成し広報を行う。 3 交通事故被害者の体験資料を活用した広報を行う。 4 GISを活用した事故分析に基づく交通事故データや事故多発地点等に関する情報の広報を行う。 | |

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | コ 自動車事故を防止するための取組支援 |
| 予算 | |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>地域の交通事故実態を踏まえ，多発している事故状況等に着目した交通安全教育を実施するとともに，交通事故情報を積極的に提供・発信し，地域住民の交通安全意識の向上に努める。</p> <p>さらに，地域交通安全活動推進委員等に対して必要な教養や資料提供を行うなどして，適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育，広報・啓発活動等を効果的に行われるよう支援するとともに，交通安全教育が地域，職域，学校等において主体的に行われるようにするため，交通安全教育指針の普及及び交通安全教育を適切に行うことのできる指導者の育成及び活動に対する支援に努める。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体との連携による交通安全教育の推進 2 指導者の育成及び活動に対する支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全運転管理者等に対する交通法令等教養及び県内交通情勢等情報提供 (2) 地域交通安全活動推進委員，交通安全協会員，その他交通ボランティア等に対する教養の実施 (3) 警察署，交番，駐在所による管内事業所，町内会等に対する交通安全教室の推進 | |

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及の徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | サ その他の普及啓発活動の推進 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|--------------|
| 実施機関 | 九州運輸局鹿児島運輸支局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>事業用貨物自動車の過積載による運行の防止を図るため、鹿児島県過積載防止対策会議の決定を受け、啓発用チラシ及び啓発用品啓発用品を支局窓口にて掲示及び街頭検査にて配布し、過積載の防止意識の向上を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>支局窓口にて掲示及び街頭検査において啓発活動を行う。</p> | |

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | サ その他の普及啓発活動の推進 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢運転者標識（高齢者マーク）の積極的な普及・活用を図るとともに、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるように努める。 2 薄暮の時間帯から夜間にかけて交通事故が増加する傾向にあることから、この時間帯の事故実態、危険性を広く周知・徹底し、事故防止を図る。 <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者対策の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「高齢者交通安全の日」（毎月15日）における各種活動の推進 (2) 在宅福祉アドバイザー及び地域型在宅介護支援センター等との連携・支援を強化し、高齢者に対する交通事故防止対策の推進 (3) 「ちゃいっぺ心で補償運転」の普及啓発。 2 3（サン）ライト運動の展開 <p>広く車両運転者に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯 ・ 原則上向きライト点灯 ・ トンネル内ライト点灯 <p>の3つのライト点灯を呼びかけ、夜間（日没から日の出までの時間帯）における交通事故防止を図る。</p> 3 プラスワン運動の展開 <p>歩行者の事故防止運動である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間歩行時、明るい服装、夜光反射材をプラスワン ・ 道路横断時、道路中央付近での左の確認をプラスワンの周知を図る。 | |

| | |
|----|-----------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 細目 | サ その他の普及啓発活動の推進 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|------|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
|------|------------------|

[計画の実施方針]

交通死亡事故が連続集中的に発生する傾向にある場合、全県又は一定の地域を指定して、交通死亡事故多発地域であることの警報を発し、地域住民の注意を喚起するとともに、県・市町村をはじめ、関係機関・団体が協力して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故発生に歯止めをかけることを目的とする。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 名称
交通死亡事故多発警報
- 2 発令者
鹿児島県交通安全県民運動推進協議会会長（鹿児島県知事）
- 3 種別
 - (1) 全 県 警 報：県下全域を対象地区として発令する警報
 - (2) ブロック警報：交通安全対策広域市町村ブロックにおける1ブロックを対象として発令する警報
- 4 発令基準
 - (1) 全 県 警 報：県内全域において、短期間（概ね10日間とする。以下同じ。）に交通死亡事故の発生件数が8件に達したとき。
 - (2) ブロック警報：市町村ブロックにおける1ブロック内の地域において、短期間に交通死亡事故の発生件数が3件に達したとき。
（ただし、鹿児島ブロックは4件に達したとき）
- 5 発令及び期間
 - (1) 発令
 - ・ 会長は、警報発令の基準に該当すると認めるときは、県警察本部長の意見を聞いて、警報を発令する。
 - ・ 会長は、警報の発令を決定したときは、関係のある市町村長及び関係各機関・団体に対し通知する。
 - (2) 期間
警報発令期間は、発令の日からおおむね10日間とし、多発傾向が抑止されないと認めるときは、期間を10日間延長できるものとする。
- 6 発令時における推進事項
警報が発令されたときは、県交通安全県民運動推進協議会、市町村交通安全推進協議会等は、幹事会、連絡会議及びブロック会議を開催して推進体制を確立するとともに、連絡を密にし、定められた推進事項の具体的推進方法等について協議し、迅速かつ効果的な推進に努める。

[参考]

令和元年度の交通死亡事故多発警報については発令なし。

| | |
|----|-----------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の要請等の事業及び諸行事に対する援助並びに必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関・団体に対する情報提供 県の交通安全推進母体として民間団体を含めた110の機関・団体からなる「鹿児島県交通安全県民運動推進協議会」の各構成機関・団体に対し、交通事故情勢や交通安全対策に関する話題を掲載した広報誌を配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌名 「セーフティーマイト」 ・ 発行回数 年4回各季に発行 ・ 発行部数 各125部 <p>2 「鹿児島県交通安全母の会連絡協議会」の支援 「交通安全は家庭から」の基本理念に基づき、家庭における安全管理者である母親の交通安全意識の高揚を図りながら、交通安全活動を組織的に展開している鹿児島県交通安全母の会連絡協議会と連携を密にし、活動を支援する。</p> | |

| | |
|----|-----------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。</p> <p>また、地域団体、自動車販売団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう働きかけを行う。</p> <p>そのため、相互において定期的に連絡協議を行い、連絡協力体制の構築を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 積極的な広報啓発活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 街頭指導，安全講習会等を通じた広報啓発活動の徹底 (2) 幼稚園，保育園等におけるチャイルドシート着用指導の推進 (3) 各季の安全運動期間中における広報啓発 (4) 飲酒運転根絶気運の醸成 2 関係機関・団体への情報提供等，支援・協力及び連携の強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係機関・団体との連携による住民の安全意識の高揚 (2) 県自動車販売店協会の「セーフティアドバイザー」及び地域交通安全活動推進委員との積極的な連携 (3) 三師会等の高齢者支援団体に対する情報提供により，高齢者に対する一対一アドバイスの促進 3 関係機関・団体に対する適切な指導育成及び連携の強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設立目的に沿った適正な活動に関する指導・助言の強化 (2) 積極的な情報提供による活動の活性化促進 | |

| | |
|----|-----------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (5) 住民の参加・協働の推進 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
|------|------------------|

[計画の実施方針]

行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に促進する。

[令和2年度事業計画の内容]

各季の交通安全（交通事故防止）運動の展開に際し、各市町村の交通事故実態に即した施策を促進する。

また、鹿児島県交通安全県民運動推進協議会の各構成機関・団体に対しても、それぞれの立場で効果的な交通安全諸活動が推進されるよう要請する。

| | |
|----|-----------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (5) 住民の参加・協働の推進 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
|------|------------|

[計画の実施方針]

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要である。

このため、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に推進する。

また、交通安全総点検など住民が積極的に参加できるような仕組みを構築するなどの地域に根ざした具体的な目標を設定する交通安全対策を促進する。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 関係機関・団体との連携による住民の安全意識の高揚
- 2 当該地域にかかる交通事故実態等の広報・情報提供の推進
 - (1) 街頭指導，安全講習会，地元広報紙等を通じた広報
 - (2) 幼稚園，保育園，小・中・高校等に対する広報
- 3 地域交通安全活動推進委員の積極的な活用
- 4 交通安全総点検，交通死亡事故現場診断における地域住民の積極的な参加・協働

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 3 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | (6) 自治体における交通安全教育制度の拡充 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|--|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>住民の交通安全意識の高揚を図るため、市町村に対し、交通安全教育に関する情報提供や連絡調整を行うと共に、市町村における交通安全指導員の活動を支援し、交通安全教育指針に基づいた交通安全教育制度の拡充を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>市町村に対する交通安全教育に関する情報提供</p> <p>各市町村に対する、交通事故発生状況、交通安全教育車の運行計画等の情報提供や連絡調整を行うことで、交通安全指導員等の活動を支援し、自治体における交通安全教育制度の拡充を図る。</p> | |

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 |
| 細目 | ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 ウ 二輪車安全運転対策の推進 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|------|------------|
| 実施機関 | 県警察本部免許試験課 |
|------|------------|

[計画の実施方針]

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進め効果的な推進を図るほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び教習技法の充実を図り、教習水準を高める。

また、運転免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

[令和2年度事業計画の内容]

1 指定自動車教習所における教習の充実

(1) 教習・検定水準の維持向上

ア 運転適性検査結果に基づく教習生個々の特性を的確に理解させ、安全意識の高い教習を行うよう適切な指導を行う。

イ 厳正公平な検定の実施と交通環境及び情勢をとらえた効果的かつ実践的教習の推進を図るよう指導するため指定校への立ち入りを強化する。

ウ 知識及び技能の向上はもとより、安全意識の高い教習の充実に図る。

(2) 技能検定員及び教習指導員の資質の維持向上

指定自動車教習所職員の資格と業務内容に応じた実践的方式による法定講習を実施し、技能検定員及び教習指導員の資質の維持向上を図る。

平成31年度の法定講習委託事業費

| 事業内容 | 事業量 | 事業費 | 備考 |
|--------------|-----------|---------|----------------|
| 指定自動車教習所職員講習 | 副管理者 124人 | 3,674千円 | 県指定自動車教習所協会へ委託 |
| | 検定員 301人 | | |
| | 指導員 183人 | | |

2 届出自動車教習所における教習の充実

運転免許取得希望者に対する教習内容を充実させるため、届出自動車教習所職員に対して指導を行う。

3 取得時講習の充実

(1) 原付免許、普通自動二輪免許、大型自動二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

(2) 効果的な取得時講習とするため、講習機関に対する適正な指導に努めるとともに、研修等を通じて講習指導員の講習能力の向上を図る。

4 運転者としての社会的な責任を喚起する交付時講習の推進

「初心運転者期間制度」の教示や、身近で発生した初心運転者等による事件事例を引用し、運転者の社会的責任を喚起する交付時講習を実施する。

| | |
|----|------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 |
| 細目 | イ 運転者に対する再教育等の充実 |
| 予算 | 476,451 |

(単位：千円)

| | |
|------|------------|
| 実施機関 | 県警察本部免許管理課 |
|------|------------|

[計画の実施方針]

各種講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の充実を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化及び講習内容、講習方法の充実に努める。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 各種講習の充実及び内容の高度化

更新時講習，初心運転者講習，高齢者講習，違反者・停止処分者講習の充実及び内容の高度化を図るため，講習指導員の資質の向上，CRT運転適性検査機器等を効果的に活用する等講習内容の高度化に努めるとともに，委託先に対する必要な指導監督を強化する。
- 2 更新時講習等の充実
 - (1) 優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新運転者の区分に応じた適正な講習を実施するほか，講習指導員の適正人員の確保と資質の向上，講習内容の充実，講習施設と資器材の整備・充実を図ることにより，より効果的な更新時講習を実施する。
 - (2) 違反者講習及び停止処分者講習については，「運転技能向上センター」における実車指導や参加・体験型講習を実施し，運転者の安全マインドの醸成と運転技能の向上に努める。
- 3 適性検査等の充実
 - (1) 運転適性検査機器を活用した安全運転意識の高揚

運転適性検査機器を積極的に活用し，同診断に基づく指導を徹底することにより，安全運転意識の高揚に努める。
 - (2) 安全運転相談の充実

更新時における障害及び一定の病気，その家族等からの安全運転相談に適格に対応するため，担当職員を増強するなど，態勢の強化を図る。

また，更新申請者への免許取得についての可否判断を適正に行うため，担当職員の専門的知識・技能の向上を図るなど，安全運転相談のより一層の充実と相談窓口の広報に努める。
- 4 適正な運転免許行政の推進

免許更新申請に係る県民の負担軽減の観点から，運転免許更新申請者等の利便性の向上に配慮した施設の整備等を推進する。

[令和元年度事業実績]

運転者教育の実施状況

| 業務内容 | 事業量 | 事業費(歳入) | 備考 |
|---------|----------|--------------|-----------|
| 更新時講習 | 208,545人 | 152,866,450円 | 県交通安全協会委託 |
| 停止処分者講習 | 1,517人 | 21,450,000円 | 県交通安全協会委託 |
| 違反者講習 | 675人 | 7,350,750円 | 県交通安全協会委託 |
| 高齢者講習 | 57,405人 | 319,857,700円 | 指定自動車学校委託 |
| 初心運転者講習 | 179人 | 161,100円 | |

| | |
|----|------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 |
| 細目 | イ 運転者に対する再教育等の充実 |
| 予算 | |

| | |
|------|------------|
| 実施機関 | 県警察本部免許試験課 |
|------|------------|

[計画の実施方針]

取消処分者講習については、公安委員会（免許試験課）と県下の指定自動車教習所の中から指定した9校の指定講習機関の二元方式で講習を実施する。

また、指定自動車教習所においては、運転免許既得者に対する再教育を実施するなど、地域における交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

[令和2年度事業計画の内容]

実効ある取消処分者講習の実施

- (1) 指定講習機関の講習実施については、新たに講習指導員として講習に従事する者に対して、公安委員会において実務実習を実施した後に講習に従事させる等して、講習指導員の資質の向上に努める。
- (2) 指定講習機関の講習に公安委員会及び他の指定講習機関の講習指導員を立ち合わせる等して、各指定講習機関ごとの講習に対する較差をなくすとともに、講習内容の充実に努め、真に将来の安全運転教育に機能する講習体制の確立を図る。
- (3) 悪質・危険性の高い飲酒運転による取消処分者に対して「飲酒取消講習」として実施し、飲酒運転対策の推進を図る。
- (4) 取消処分者講習は、心理的、性格的危険性を有する者に対し、その改善の機会を与えるために行われる再教育の場であることから、指導員の資質の向上のための講習を実施するほか、中央研修所への派遣研修等を実施する。

また、運転シミュレーターやAV機器等の講習資機材を活用し、実効ある講習に努める。

取消処分者講習実施状況

| 年 度 | 業務内容 | 事業量 | 事業費 | 指定講習機関での実施 |
|------|---------|---------|-----------|--------------|
| 31年度 | 取消処分者講習 | 4(4)人 | 122,200 円 | 356 人 (251人) |
| 30年度 | 〃 | 21(7)人 | 641,550 円 | 373 人 (238人) |
| 29年度 | 〃 | 18(9)人 | 549,900 円 | 366 人 (241人) |
| 28年度 | 〃 | 17(17)人 | 519,350 円 | 365 人 (228人) |
| 27年度 | 〃 | 11(3)人 | 336,050 円 | 373 人 (214人) |

※ 27年度から受講料が改定されている。

※ () は飲酒取消講習受講者。

| | |
|----|---------------|
| 章 | 1 道路交通安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 |
| 細目 | エ 高齢運転者対策の充実 |
| 予算 | |

| 実施機関 | 県警察本部免許管理課 | | | | | | | | | | | | |
|--|------------|---------|-------|----|---------|--------|---------|-----------|----------|----|---------|--------|---------|
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>高齢運転者の交通事故を防止するため、75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の適正実施を図るとともに、同検査の結果に基づく臨時適性検査又は診断書提出命令の確実な実施、ドライブレコーダー等の録画映像を活用した個別指導及び実車指導を実施し安全運転指導の推進に努める。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢運転者に対する教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の高齢運転者に対する更新時認知機能検査及び臨時認知機能検査の適正運用を徹底するとともに、同検査に係る問合せ、相談等の対応に当たっては、高齢運転者及びその家族の心情に配慮した対応に努める。 2 臨時適性検査の確実な実施 <ul style="list-style-type: none"> 更新時認知機能検査及び臨時認知機能検査の結果、記憶力・判断力が低くなっていると認められた者に対しては、臨時適性検査又は診断書提出命令により医師の診断を確実に受けさせる。 また、交通事故捜査、安全運転相談、自動車教習所、病院等からの特異通報等により、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、的確に臨時適性検査を行うとともに、認知症であることが判明した者については運転免許の取消し等の行政処分を確実に行う。 3 高齢者講習（70歳以上）を充実させるための指導員の指導等の強化 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者講習の委託先に対する指導・監督、受講者の増加に伴う講習指導員の計画的な養成と資質の向上、運転適性検査器材等の整備・充実を図る。 また、自動車教習所の繁忙期等により予約の取れない高齢者に対し、公安委員会による高齢者講習の直接実施を広く活用する。 4 相談等への適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者やその家族からの安全運転相談を始めとした各種相談の受理や高齢運転者教育等を実施する際は、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行うとともに、各種運転免許手続について講習受講待ち期間の解消に努めるなど、高齢者の利便性の向上に努める。 <p>[令和元年度事業実績]</p> <p>高齢者講習の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合理化講習</th> <th>高度化講習</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>41,275人</td> <td>7,161人</td> <td>48,436人</td> </tr> </tbody> </table> <p>認知機能検査の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>更新時認知機能検査</th> <th>臨時認知機能検査</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,459人</td> <td>1,836人</td> <td>35,295人</td> </tr> </tbody> </table> | | 合理化講習 | 高度化講習 | 合計 | 41,275人 | 7,161人 | 48,436人 | 更新時認知機能検査 | 臨時認知機能検査 | 合計 | 33,459人 | 1,836人 | 35,295人 |
| 合理化講習 | 高度化講習 | 合計 | | | | | | | | | | | |
| 41,275人 | 7,161人 | 48,436人 | | | | | | | | | | | |
| 更新時認知機能検査 | 臨時認知機能検査 | 合計 | | | | | | | | | | | |
| 33,459人 | 1,836人 | 35,295人 | | | | | | | | | | | |

| | |
|----|------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 |
| 細目 | オ 高齢運転者支援の推進 |
| 予算 | 高齢運転者交通安全対策事業 488 (単位：千円) |

| | |
|---|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、県、市町村、関係機関・団体が連携し、運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の割引運賃等の支援措置の充実、地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の整備・拡充に努める。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者免許自主返納者に対する支援制度の広報及び促進 運転免許証返納者に対する各種支援制度を広報するとともに、市町村、関係機関・団体に対し免許返納者に対する更なる支援の促進を図る。 2 公共交通機関の拡充促進 自主返納した者に対する代替交通手段として、地域で運行されているコミュニティバス等の運行の整備拡充を促す。 3 高齢者対策部会の開催 高齢者事故抑止対策（高齢運転者支援等）等に資するため、関係機関・団体が集い、情報共有・連携強化を図る。 4 高齢運転者交通安全対策事業 地域活動で中心的役割を担う高齢者等を対象に、参加・体験・実践型の講習会を開催し、高齢運転者の交通死亡事故抑止を図ることを目的として、講義、実技講習を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容 県下7か所の自動車学校において、地域活動で中心的役割を担う高齢者等を対象に、講義・実技講習を実施する。 | |

| | |
|----|--------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (1) 運転者教育の充実 |
| 細目 | オ 高齢運転者支援の推進 |
| 予算 | |

| | |
|--|-------|
| 実施機関 | 交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>高齢者の関連する交通事故が高水準で推移する中、平成15年から17年連続して交通事故死者の半数以上を高齢者が占めている。</p> <p>県内の運転免許人口は、人口減少と比例して、年々微減となっているのに対して、高齢者の運転免許人口は、令和元年末で30万余と年々、増加傾向にあり、総免許人口の約28%を高齢者が占めている。</p> <p>高齢者が主な原因となる交通人身事故(原付車以上)の割合も、令和元年の全人身事故の約27%と年々増加傾向にあり、高齢運転者対策は、喫緊の課題となっていることから、高齢運転者に対し、加齢に伴う身体能力や運転能力の低下が運転等の交通行動に影響を及ぼすことを理解させ、指導・助言する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運転適性診断装置を搭載した「さわやか号」の活用 コンピューターグラフィックによる映像を見ながら、ハンドル・ブレーキ操作を行い、運転適性診断を受けるもので、診断終了後、運転操作の正確性や危険に対する反応速度等についての評価を元に、交通安全教育指導員が指導を実施している。 2 ドライブレコーダーを活用した高齢運転者対策の実施 高齢運転者に対し、ドライブレコーダーを貸し出し、本人及び家族等が画像を確認することで、自らの加齢による身体機能や運転技能低下の自覚を促すことや、適切な運転指導を行うことを目的としている。 | |

| | |
|----|--------------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (1) 運転者教育の充実 |
| 細目 | カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットは交通事故発生時の被害軽減に効果が大きいことから、これらの着用効果を積極的に広報し、その周知徹底を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 交通安全運動実施要綱、啓発チラシによる広報・啓発 各季の交通安全運動の実施要綱及び啓発チラシ等にシートベルト、チャイルドシート並びに乗車用ヘルメットの被害軽減効果に関する資料を掲載し、これらの正しい着用を促進する。</p> <p>2 全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開 交通事故をなくす4つの県民運動の1つである全席ベルト着用！！「します・させます運動」を積極的に展開し、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ キャッチフレーズ <ul style="list-style-type: none"> ・ 車を運転するならシートベルトをします。(運転者) ・ 車に同乗するならシートベルトをします。(同乗者) ・ 後部座席を含む全席にシートベルトをさせます。(運転者・同乗者) ・ 子ども(幼児)にはチャイルドシートをさせます。(運転者・同乗者) ○ 啓発チラシの作成 全席シートベルト着用時及びチャイルドシートの正しい着用時の被害軽減効果に関する資料を掲載した啓発チラシを作成し、各市町村母子保健担当者が母子手帳交付時に配布することにより非着装時の危険性を周知させ、着用率の向上を図る。 ○ 街頭キャンペーン 令和2年9月下旬に鹿児島市で実施予定 | |

| | |
|----|--------------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 |
| 細目 | カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
|------|------------|

[計画の実施方針]
シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、広報啓発を積極的に行うとともに、これらの着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実を図る。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 後部座席シートベルト及びチャイルドシートの着用調査結果を活用した広報啓発活動の推進
- 2 着用効果、適正な使用方法の指導
各種講習会、交通安全運動等の機会を捉えて、シートベルト、チャイルドシート、乗車用ヘルメットの着用効果、正しい着用方法等について広報啓発を図るとともに、非着用者に対する指導取締りを強化する。
- 3 乗車用ヘルメットの着用促進
毎月8日の自転車指導啓発日における街頭指導や法令講習会、自転車交通安全教室、交通安全キャンペーン等において乗車用ヘルメットの着用促進を図る。
- 4 全席ベルト着用！！「します・させます」運動の展開
全席ベルト着用について、関係機関、団体と連携による広報活動等を強化し県民への周知徹底を図る。

| | |
|----|---------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 |
| 細目 | キ 自動車安全運転センターの業務の充実 |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
|------|------------|

[計画の実施方針]
自動車安全運転センター中央研修所における各種の訓練施設を活用し、安全運転指導者、職業運転者等の運転技術と専門知識の高度化、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図るとともに通知及び証明業務の一層の充実化を図る。

[令和2年度事業計画の内容]
安全運転者であることを証明するSD（無事故・無違反ドライバー）カードの取得申請を促進し、安全運転意識の向上を図る。
地域・職場における交通安全教育の中核的指導者、職業運転者、青少年運転者等に対し、資質の高い運転者及び運転指導者の育成を図るため安全運転中央研修所における研修の促進を働きかける。

| | |
|----|------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 |
| 細目 | ク 自動車運転代行業の指導育成等 |
| 予算 | |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査、研修会を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車運転代行業の研修会等の実施 2 定期的、積極的な立入検査の実施 3 違法行為に対する指導取締りの実施 4 迅速、適正な注意、指示、営業停止命令等の行政指導及び行政処分の実施 5 各種法令に基づく遵守事項の周知徹底を図る | |

| | |
|----|-------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 |
| 細目 | ケ 自動車運送事業者に従事する運転者に対する適性診断の充実 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|--------------|
| 実施機関 | 九州運輸局鹿児島運輸支局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>1 事業用自動車の運転には、一般の運転者より高い資質が求められていることから、事業者が運転者に安全教育を実施する際の教育指針を策定する。</p> <p>2 独立行政法人自動車事故対策機構等による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については診断技術の向上と診断機器の充実を図るとともに、受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 事業用自動車の運転者教育の充実 自動車運送事業者等に対して、監査を行い運転者教育等の徹底を図る。 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をするよう指導の徹底を図る。 また、一般乗用旅客自動車運送事業者は、新たに雇い入れた者については、10日間の指導・監督及び特別な指導を行った後でなければ、運転者として選任しないよう徹底を図る。</p> <p>2 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 独立行政法人自動車事故対策機構等による自動車運送事業者に従事する運転者に対する適性診断の受診を促進するため、受診結果を有効に活用するよう指導の徹底を図る。 また、自動車運送事業者は、次に掲げる者に対して、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させるよう指導の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者又は負傷者（重傷）が生じた交通事故を引き起こした運転者 ・ 運転者として新たに雇い入れた者 ・ 高齢者（65才以上の者をいう。）である運転者 | |

| | |
|----|----------------|
| 章 | 1 道路交通安全の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 |
| 細目 | コ 危険な運転者の早期排除等 |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|------------|
| 実施機関 | 県警察本部免許管理課 |
|------|------------|

[計画の実施方針]
 行政処分迅速かつ適正な執行に努め、危険運転者等を道路交通の場からの早期排除に取り組むとともに、一定の病気等に係る運転者対策の円滑な運用を図る。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 行政処分の迅速かつ適正な執行
 違反・事故登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消、仮停止・準仮停止を積極的に活用し、行政処分を迅速かつ適正に執行し、危険運転者等を道路交通の場から早期に排除する。
 あわせて、一定の病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速かつ適正な実施に努める。
- 2 一定の病気等に罹患する者に対する適切な対応
 - (1) 免許更新時における一定の病気等に係る質問表の確実な運用に努めるとともに、プライバシー保護に万全を期す。
 - (2) 一定の病気等の疑いのある者の主治医からの届け出が行われやすい環境づくり及び臨時適性検査の円滑な運用のため、医師団体との連携を強化する。
 - (3) 一定の病気等に該当する疑いがあると認められた場合、免許の暫定停止を活用、その円滑な運用を図る。
 - (4) 更新時認知機能検査及び臨時認知機能検査を端緒とした臨時適性検査又は診断書提出命令を適切に行い、的確な運用を図る。

[令和元年度の事業実績]
 運転免許の取り消し、停止処分の執行状況

| 事業内容 | 事業量 |
|---------|--------|
| 運転免許の取消 | 563人 |
| 運転免許の停止 | 1,607人 |

| | |
|----|---------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (2) 運転免許業務の改善 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|------------|
| 実施機関 | 県警察本部免許管理課 |
|------|------------|

[計画の実施方針]

手続きの簡素化の推進により、更新負担の軽減を図るとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して受講者を受入れ、もしくは公安委員会による直接実施を活用する。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 更新申請者の利便向上方策の推進
 - (1) 免許手続を見直し、簡素化、合理化を推進する。
 - (2) 障害者団体の要望等を踏まえつつ、人的物的環境の整備に努める。
- 2 自動車学校への巡回指導の徹底

自動車学校への積極的な情報提供と、指導監督の徹底に努める。

| | |
|----|---------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (3) 安全運転管理の推進 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
|------|------------|

[計画の実施方針]

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の見直し等により、これらの者の資質と安全意識の向上を図り、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切かつ効果的に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、道路交通法に規定された同制度の趣旨について周知徹底を図る。

さらに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し、責任の重大性を認識させるとともに、適正な運転管理による事業所全体の安全意識の向上を図る。

[令和2年度事業計画の内容]

鹿児島県安全運転管理協議会と連携し、次の対策を推進する。

- 1 安全運転管理組織の充実
 - (1) 未選任・未届事業所の一掃
 - (2) 青年部会の育成
 - (3) 事業主研修会の開催
- 2 運転者教育の推進
 - (1) 安全運転管理者等の資質の向上
 - (2) 若年運転者の指導教育の徹底
 - (3) ドライブレコーダーの整備促進と同映像を活用した運転者教育
 - (4) 従業員等に対する「交通事故を起こさないための防衛運転法」の周知徹底
- 3 交通安全活動の積極的推進
 - (1) モデル事業所活動の推進
 - (2) 高齢者交通安全対策の推進
 - (3) 飲酒運転根絶対策の推進
 - (4) 各種広報媒体（機関誌、ラジオ、テレビ等）を利用した広報
 - (5) 2020「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」の実施
 - (6) ドライブレコーダーの普及促進

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (4) 自動車運送事業者等の安全対策の充実 |
| 細目 | ア 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の実施 イ 事業用自動車中の重大事故に関する事故調査機能等の強化 ウ テレマティクス等を活用した安全運転の促進 エ 貨物自動車運送事業及び一般貸切自動車運送事業の安全性評価事業の促進等 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|------|--------------|
| 実施機関 | 九州運輸局鹿児島運輸支局 |
|------|--------------|

[計画の実施方針]

自動車運送事業者等に対して、運行管理の徹底を図るため、監査体制の強化、監査対象の重点化等により指導監督を強化するとともに、関係団体を通じての指導及びテレマティクス等を活用した安全運転の促進、貨物自動車運送事業安全性能評価事業及び一般貸切自動車運送事業安全性能評価事業の促進等を図る。

このうち、過労運転の防止に係る指導等については、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準（平成13年国土交通省告示第1365号（貨物）又は平成13年国土交通省示第1675号（旅客））の履行について指導監督を行う。

なお、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を、貸切バス自動車運送事業者については、一般貸切自動車事業適正化事業実施機関を通じて輸送の安全を確保するための指導の徹底を図る。

このほか、自動車運送事業者の飲酒運転ゼロを目指すために、平成23年5月1日に施行された点呼時におけるアルコール検知器の使用義務に関する指導監督の徹底を図る。

[令和2年度事業計画の内容]

1 自動車運送事業者等に対する指導監督の充実

自動車運送事業者等に対して、運行管理の徹底を図るため監査体制の強化、監査対象の重点化等により指導監督の強化を図るとともに、飲酒運転ゼロを目指すために自動車運送事業者に対し点呼時のアルコール検知器使用に関する指導の徹底を図る。

また、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を、貸切バス自動車運送事業者については一般貸切自動車事業適正化事業実施機関を通じて輸送の安全を確保するための指導の徹底を図る。

2 事故情報の多角的分析の実施

事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、事故情報の収集・分析・検索を行い事故防止対策としての有効活用を図る。

3 運行管理者等に対する指導講習の充実

運行管理者等に対する指導講習については、事故情報の多角的分析結果の活用等により講習内容を充実するとともに、視聴覚機材の活用等により効果的な講習を実施する。

| | |
|----|--------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (5) 交通労働災害の防止等 |
| 細目 | ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|--------|
| 実施機関 | 鹿児島労働局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底や関係団体との連携により交通労働災害の防止を図る。また、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び自動車運転者の労働時間等の改善のための告示（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）等の関係法令の履行確保等により自動車運転者の労働条件の確保・改善を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>ア 交通労働災害の防止</p> <p>交通労働災害の防止に関しては、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を行うことにより、事業場における労働安全衛生管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、自動車運転者に対する教育等の実施及び健康管理、事業主及び自動車運転者による交通労働災害防止に対する意識の高揚等、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進の促進を図る。</p> <p>さらに、効果的に実施されるよう関係団体と連携して、必要な権限を付与した交通労働災害防止担当管理者を配置するとともに、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転者に対する教育の実施を推進する。</p> <p>イ 運転者の労働条件の適正化等</p> <p>自動車運転者の労働条件の適正化等に関しては、労働基準法及び改善基準告示等の関係法令の履行確保を図るための監督指導を実施する。</p> <p>監督指導の結果、重大な違反が認められた事業場に対しては、地方運輸機関との相互通報制度により通報するとともに、必要に応じて地方運輸機関との合同による監督・監査を実施する。</p> <p>また、過重労働運転が原因とみられる重大事故を引き起こした事業場等に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。</p> <p>その他、新規参入事業場等に対しては地方運輸機関と連携しながら、労働基準法及び改善基準告示等の関係法令の周知徹底のための説明会を実施するとともに、「労働時間管理適正化指導員」を委嘱して自動車運転者を使用する事業場に対する指導・助言等を実施する。</p> | |

| | |
|----|---------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (6) 道路交通に関する情報の充実 |
| 細目 | ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|--------------|
| 実施機関 | 九州運輸局鹿児島運輸支局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際、必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>各種研修・講習等において周知・指導を図る。</p> | |

| | |
|----|----------------------|
| 章 | 1 道路交通安全 |
| 節 | 4 安全運転の確保 |
| 項目 | (6) 道路交通安全に関連する情報の充実 |
| 細目 | イ 気象情報等の充実 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|----------|
| 実施機関 | 鹿児島地方気象台 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>道路交通安全に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p>また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 気象観測予報体制の整備等</p> <p>台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。</p> <p>2 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等</p> <p>地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、上に次のことを行う。</p> <p>(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進</p> <p>緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。</p> <p>(2) 津波警報等の確実な運用</p> <p>地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。</p> <p>その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。</p> <p>(3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進</p> <p>火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。</p> <p>3 情報の提供等</p> <p>交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。</p> <p>(1) 気象特別警報・警報・予報等</p> <p>気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p>また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報</p> | |

の危険度分布」や積雪・降雪の面的な状況を示す「現在の雪（解析積雪深・解析降雪量）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 南海トラフ地震に関連する情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催する。

| | |
|----|---------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 5 車両の安全性の確保 |
| 項目 | (1) 自動車アセスメント情報の提供等 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|--------------|
| 実施機関 | 九州運輸局鹿児島運輸支局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>自動車に関する安全比較情報等を幅広くユーザーに提供するため、窓口においてパンフレットを配布するとともに関係業界機関誌により広報を図る。</p> | |

| | |
|----|---------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 5 車両の安全性の確保 |
| 項目 | (2) 自動車の検査及び点検整備の充実 |
| 細目 | ア 自動車の検査の充実 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|--------------|
| 実施機関 | 九州運輸局鹿児島運輸支局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備を推進することにより、道路運送車両法に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両の排除等を推進していくと共に可搬式ナンバープレート読み取り装置を活用した無車検運行車両の排除に努めるほか、硫黄分析装置を用いた不正軽油の取締を実施する等、公害の防止に取り組む。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の検査時において、「自動車使用者の保守管理責任」についてのパンフレット等を活用し、検査及び点検整備制度の趣旨の周知徹底を図る。 2 指定自動車整備事業者等に対する指導監督を強化し、民間における検査体制の適正化を図る。 | |

| | |
|----|---------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 5 車両の安全性の確保 |
| 項目 | (2) 自動車の検査及び点検整備の充実 |
| 細目 | イ 自動車点検整備の充実 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|--------------|
| 実施機関 | 九州運輸局鹿児島運輸支局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>整備管理者制度の改善及び不正改造車の排除並びに自動車整備技術の向上等により自動車点検整備の充実を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関の協力の下、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」を県下に展開することにより、自動車の保守管理の徹底及び不正改造防止について啓発を図る。 2 自動車分解整備事業者及び自動車運送事業者に対する監査の機会をとらえ、点検整備の確実な実施について指導するとともに、各種研修会において周知徹底を図る。 | |

| | |
|----|------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 5 交通安全思想の普及の徹底 |
| 項目 | (3) リコール制度の充実・強化 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|--------------|
| 実施機関 | 九州運輸局鹿児島運輸支局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>設計等に起因する基準不適合自動車について、自動車製作者等に対して改善措置の届出等を確実かつ早期に行うよう指導するなど、リコール制度の適正な運用を図り、自動車の安全確保について自動車製作者等の指導監督の徹底に努める。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>自動車製作者等に対して、改善措置の届出を確実かつ早期に行うよう指導監督の徹底を図るとともに、自動車使用者からの自動車不具合情報の収集によりリコール対象車両の早期発見に努める。</p> | |

| | |
|----|----------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 5 車両の安全性の確保 |
| 項目 | (4) 自転車の安全性の確保 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>自転車利用者に対し、いわゆる「かごしま自転車条例」に定められているとおり、義務として定期的に自転車安全整備店等において点検整備を受けるとともに、併せて、自転車事故の被害者の救済に資するために自転車損害賠償保険の加入に努める。</p> <p>さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取り付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 街頭指導・交通安全教育時における点検整備と安全指導の実施 損害賠償保険等の加入促進 自転車利用者に対する交通安全教育の場や街頭指導等において、事故の加害者になった場合の責任の重大性を認識させ、いわゆる「かごしま自転車条例」に義務として定められている損害賠償責任保険等への加入を徹底させる。 自動点灯式自転車の普及及び反射材用品の取付け促進 暗くなると自転車の前照灯が自動的に点灯する「自動点灯式自転車」の普及及び夜光反射座用品の取付けの促進により自転車の被視認性向上に努める。 自転車月間中における取組 自転車月間（5月1日～31日）に各警察署単位において、自転車利用者に対する遵守徹底のための広報キャンペーン等を展開する。 自転車運転者講習の適正な運用 一定の交通違反を行った者に対する自転車運転者講習の適正な運用に努める。 | |

| | |
|----|-------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 6 道路交通秩序の維持 |
| 項目 | (1) 交通の指導取締りの強化等 |
| 細目 | ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通指導課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>交通事故実態等を踏まえ、事故多発路線等において交通指導取締りを効果的に推進する。</p> <p>また、飲酒運転、無免許運転、横断歩行者妨害、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、地域の交通実態や県民の要望等を踏まえた迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図る。</p> <p>さらに、交通事故実態の分析結果等を検証し、取締り計画に反映させる。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故分析結果に基づく、交通事故抑止に機能する取締りの強化 交通事故総量の更なる抑制と交通死亡事故を抑止するために、交通事故発生状況等の分析を的確に行い、分析結果に基づき取締りの時間・場所、違反種別等を選定し、真に交通事故抑止に機能する効果的な取締りを推進する。 2 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を指向した交通指導取締りの推進 飲酒運転・無免許運転・横断歩行者妨害・交差点関連違反等の悪質性・危険性の高い違反、地域の交通実態や県民の要望等を踏まえた迷惑性の高い違反に重点を指向した指導取締りを推進するとともに、飲酒運転に絡む飲酒運転周辺者三罪（酒類提供・車両提供・同乗）及び無免許運転に絡む無免許運転周辺者二罪（車両提供・同乗）等の捜査を強化する。 3 交通弱者に対する保護誘導活動の強化と自転車利用者に対する指導取締りの強化 高齢者・子供及び身体障害者等の交通弱者に対する保護誘導活動を強化するとともに、パトカー、白バイ等による機動力を生かした「見せる活動」を推進し、交通事故を未然に防止する先行的な取組みを推進する。 特に、自転車利用者による飲酒運転、無灯火、二人乗り、一時不停止及び歩行者に危険を及ぼす違反に対する指導警告の強化を図る。 | |

| | |
|----|---------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 6 道路交通秩序の維持 |
| 項目 | (1) 交通の指導取締りの強化等 |
| 細目 | イ 高速道路における指導取締りの強化等 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|----------------|
| 実施機関 | 県警察本部高速道路交通警察隊 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>高速道路は、道路形状及び交通流が単調で閉塞性があり、また、長距離走行する車両が多いことから、運転者に気の緩みが生じやすいうえ、少しの油断や軽微な違反行為が重大な事故に直結するおそれ大きいことから、交通量や交通事故の発生状況を分析し、交通事故の発生実態に即した効果的な機動警らや駐留監視活動を実施し、運転者への注意を喚起して交通事故の防止を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>高速道路における交通事故は、高速走行であるが故に、重大事故に発展する危険性が極めて高いことから、レッドランによる機動警ら及びインターチェンジやトールバリア等における駐留監視活動を強化するとともに、死亡事故や重大事故に繋がる著しい速度超過違反の取締り、その他携帯電話使用等違反、あおり運転の要因遠因となる車間距離不保持違反、追越し違反、通行帯違反等の悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りの実施、また、事故時に車外放出の原因となり、重大な被害となるおそれのあるシートベルト非着用の取締りや全席シートベルト着用の普及啓発活動を強化する。</p> | |

| | |
|----|--|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 6 道路交通秩序の維持 |
| 項目 | (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 |
| 細目 | ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通指導課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <ol style="list-style-type: none"> 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 交通事故事件等の捜査において、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 捜査体制充実及び研修等による捜査員の捜査能力の向上に努める。 交通事故等に係る科学的捜査の推進 鑑識装備資機材、交通事故自動見分システム等の整備を推進する。 <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 交通事故事件の受理段階から、幹部により事案概要を吟味し、積極的に危険運転致死傷罪の適用に努める。 捜査員の能力向上のための各種教養・講習の実施と研修制度の充実を図る。 交通事故現場での関係者の負担軽減や受傷事故防止、現場交通の早期回復による円滑な交通流を確保するため、交通事故自動見分システム、デジタルステレオカメラ及び交通事故自動記録装置の積極的活用を図る。 | |

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 6 道路交通の秩序の維持 |
| 項目 | (3) 暴走族対策の推進 |
| 細目 | ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 イ 暴走行為阻止のための環境整備不良 ウ 暴走族に対する指導取締りの推進 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 オ 車両の不正改造の防止 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通指導課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 暴走族追放推進協議会等関係機関・団体の自主的活動の促進による暴走族追放気運の高揚を図る。 2 暴走行為阻止のための環境づくり 地域ぐるみの暴走族追放運動を積極的に展開するとともに、暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として、利用されやすい施設の管理者対策を推進する。 3 暴走族等に対する指導取締りの強化 道路交通法や鹿児島県暴走族等の追放の促進に関する条例等あらゆる法令を適用して、集団暴走・爆音暴走行為の徹底検挙を推進するとともに、暴走族グループ員等に対する解散指導を積極的に行う。 4 暴走族関係事犯者の再犯防止 暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪行為はもとより、組織の実態や非行の背景となっている行状、性格、環境等を解明し再犯防止を図る。 5 車両の不正改造の防止 暴走行為を助長する不正改造車両に対する取締りの強化、及び「不正改造を排除する運動」等を通じた広報活動の推進並びに関係機関・団体等に対する指導を行う。 <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴走族追放推進協議会の活性化 (2) 中・高校生等に対する暴走族加入阻止教室の実施 (3) 報道機関に対する資料提供 2 暴走行為阻止のための環境づくり 暴走族のい集場所として利用されやすい施設の管理者対策 3 暴走族に対する指導取締りの強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路交通法や鹿児島県暴走族等の追放の促進に関する条例等あらゆる法令を適用した指導取締り (2) 不正改造車両の取締り (3) 爆音暴走事案、集団暴走事案の取締り 4 暴走族関係事犯者の再犯防止 暴走族グループ員等に対する個別指導の強化 5 車両の不正改造の防止 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車関連業界に対する広報・指導の強化 (2) 関係機関と連携した街頭検査の強化 | |

| | |
|----|---|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 7 救助・救急活動の充実 |
| 項目 | (1) 救助・救急体制の整備 |
| 細目 | ア 救助体制の整備・拡充 イ 多数傷者発生時における救急・救助体制の充実 ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 エ 救急救命士の養成・配置等の促進 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|---------------|
| 実施機関 | 県危機管理防災局消防保安課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>1 救助体制の整備・拡充 交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助・救急活動の円滑な実施を期する。</p> <p>2 集団救助・救急体制の整備 大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備及び救護訓練の実施等、集団救助・救急体制を促進する。</p> <p>3 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の促進 現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等、普及啓発活動を促進する。</p> <p>4 救急救命士の養成・配置等の促進 プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、県下の消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士の処置範囲の拡大により可能となった気管挿管等を円滑に実施するための講習及び実習の実施を促進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 救助・救急体制の整備・拡充 国庫補助による高規格救急自動車の整備を要望</p> <p>2 集団救助・救急体制の整備 救急の日（9月9日）を含む救急医療週間に消防機関において、救助・救急訓練を実施するとともに啓発活動を実施する。</p> <p>3 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の促進 各消防本部において講習会等を実施し、地域住民に対して自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当の知識・実技の普及を図る。</p> <p>4 救急救命士の養成・配置等の促進 救急救命士国家試験受験資格を取得させるために、救急振興財団の救急救命九州研修所及び救急救命東京研修所に県内12消防本部16人の救急隊員が研修を受講する。この他、指導救命士養成研修に県内6消防本部6人の救急救命士が講習を受講する。 医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図るため、県及び地域救急業務高度化協議会を開催する。</p> | |

| | |
|----|----------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 7 救助・救急活動の充実 |
| 項目 | (1) 救急・救急体制の整備 |
| 細目 | イ 多数傷者発生時における救急・救助体制の充実 |
| 予算 | 災害派遣医療チーム整備事業 <u>4,993</u> |

(単位：千円)

| | |
|------|------------------|
| 実施機関 | 県くらし保健福祉部保健医療福祉課 |
|------|------------------|

[計画の実施方針]
大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備及び救護訓練の実施並びに災害派遣医療チーム（DMAT）の連携による救助・救急体制の充実を図る。

[令和2年度事業計画の内容]
国または国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への災害派遣医療チーム（DMAT）の参加を促進し、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動に必要な技能の向上及び関係機関との連携体制の構築を図る。
（災害派遣医療チーム整備事業，R2予算：4,993千円）

| | | | | | | | | |
|----|--|--------|--------------------|---------|----------------------------|--|----------|--------|
| 章 | 1 道路交通の安全 | | | | | | | |
| 節 | 7 救助・救急活動の充実 | | | | | | | |
| 項目 | (1) 救助・救急体制の整備 | | | | | | | |
| 細目 | オ 救助・救急用資機材の整備の推進 カ 消防・防災ヘリコプターにおける救急業務の推進 キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 | | | | | | | |
| 予算 | 消防指導費 336,741 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>消防・防災ヘリコプター運航管理事業等</td> <td>319,388</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※消防・防災ヘリコプターの維持管理・運航に必要な経費</td> </tr> <tr> <td>消防学校研修事業</td> <td>17,353</td> </tr> </table> (単位：千円) | { | 消防・防災ヘリコプター運航管理事業等 | 319,388 | ※消防・防災ヘリコプターの維持管理・運航に必要な経費 | | 消防学校研修事業 | 17,353 |
| { | 消防・防災ヘリコプター運航管理事業等 | | 319,388 | | | | | |
| | ※消防・防災ヘリコプターの維持管理・運航に必要な経費 | | | | | | | |
| | 消防学校研修事業 | 17,353 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|--------------------|-------|-----|-----|---------|-----|-----|------|-----|-----------|---------------|--------------------|---------------|-------|-----|-----------|------|----|
| 実施機関 | 県危機管理防災局消防保安課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>1 救助・救急施設の整備の促進 救助工作車，救助資機材，高規格救急自動車，高度救命処置用資機材等の整備を促進するとともに，救急指令装置，救急医療情報収集装置，救急業務用地図等検索装置を一体化した消防緊急通信指令施設の導入を促進する。</p> <p>2 消防・防災ヘリコプターにおける救急業務の推進 ヘリコプターは，事故の状況把握，負傷者の救急搬送に有効であることから，救急業務におけるヘリコプターの活用を推進する。</p> <p>3 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく，救助隊員及び救急隊員の知識・技能等の向上を図るため，教育訓練の充実を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 救助・救急施設の整備の促進 救急・救助活動実施市町村に対して，救急車・救助工作車等の資機材の整備促進について指導を行う。</p> <p>2 消防・防災ヘリコプターによる救急業務の推進 救命効果の向上の観点から，急患搬送等のために県消防・防災ヘリコプターを活用する。</p> <p>3 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 県消防学校，(一財)救急振興財団において，教育訓練，研修を行う。</p> <p>(1) 消防学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>初任教育</td> <td>171日間</td> <td>74人</td> </tr> <tr> <td>救急科</td> <td>前期 53日間</td> <td>65人</td> </tr> <tr> <td>救助科</td> <td>32日間</td> <td>48人</td> </tr> <tr> <td>救急救命上追加講習</td> <td>前期 5日間，後期 5日間</td> <td>75人(前期 38人，後期 37人)</td> </tr> </table> <p>(2) (一財)救急振興財団</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>救急救命士研修(新規養成)</td> <td>126日間</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>指導救命士養成研修</td> <td>30日間</td> <td>6人</td> </tr> </table> | | 初任教育 | 171日間 | 74人 | 救急科 | 前期 53日間 | 65人 | 救助科 | 32日間 | 48人 | 救急救命上追加講習 | 前期 5日間，後期 5日間 | 75人(前期 38人，後期 37人) | 救急救命士研修(新規養成) | 126日間 | 16人 | 指導救命士養成研修 | 30日間 | 6人 |
| 初任教育 | 171日間 | 74人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救急科 | 前期 53日間 | 65人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救助科 | 32日間 | 48人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救急救命上追加講習 | 前期 5日間，後期 5日間 | 75人(前期 38人，後期 37人) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救急救命士研修(新規養成) | 126日間 | 16人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導救命士養成研修 | 30日間 | 6人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----|-------------------------------------|---------|
| 章 | 1 道路交通の安全 | |
| 節 | 7 救助・救急活動の充実 | |
| 項目 | (2) 救急医療体制の整備 | |
| 細目 | | |
| 予算 | 96,280 (救急医療確保対策事業 512,024千円の内数) | (単位：千円) |

| | |
|--|------------------|
| 実施機関 | 県くらし保健福祉部保健医療福祉課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>交通事故による負傷者及び救急患者の医療を確保するため、救急医療体制の整備・充実を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 初期救急医療 休日または夜間における急病者の医療を確保するため、市町村が、郡市医師会に委託して実施する在宅当番制の普及定着を促進する。</p> <p>2 第二次救急医療 休日及び夜間における入院治療を必要とする重傷救急患者の医療を確保するため、県下9救急医療圏のうち、<u>7医療圏</u>については、地域の実情に即して実施している病院群輪番制病院及び共同利用型病院の運営の円滑化を図る。 (第二次救急医療施設運営費補助, R2予算：62,445千円) また、熊毛地域においては、救急医療を実施する病院の運営の円滑化を図る。 (離島救急医療施設運営費補助, R2予算：2,669千円)</p> <p>3 第三次救急医療 重症救急患者の医療を確保するため、鹿児島市立病院に設置してある県下全域を対象とした救命救急センターの運営の円滑化を図る。 (救命救急センター運営事業, R2予算：30,000千円)</p> <p>4 添乗医師等確保対策 重症救急患者をヘリコプター等で搬送するために必要な添乗医師等を確保するため、同事務を行う鹿児島県市町村総合組合の運営費を助成する。 (添乗医師等確保対策事業, R2予算：1,166千円)</p> | |

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 7 救助・救急活動の充実 |
| 項目 | (3) 救急関係機関の協力関係の確保等 |
| 細目 | |
| 予算 | 災害派遣医療チーム整備事業 4, 9 9 3 |

(単位：千円)

| | |
|------|------------------|
| 実施機関 | 県くらし保健福祉部保健医療福祉課 |
|------|------------------|

[計画の実施方針]
 救急医療機関や消防機関との緊密な協力関係の確保を図るとともに、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制の整備に努め、多数の傷病者が生じる大規模交通事故が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の活用を促進する。

[令和2年度事業計画の内容]
 国または国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への災害派遣医療チーム（DMAT）の参加を促進し、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動に必要な技能の向上及び関係機関との連携体制の構築を図る。
 （災害派遣医療チーム整備事業，R2予算：4,993千円）

| | |
|----|--|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 8 被害者支援の充実と推進 |
| 項目 | (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 |
| 細目 | ア 無保険（無共済）車両の運行防止の徹底 イ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|--------------|
| 実施機関 | 九州運輸局鹿児島運輸支局 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>1 無保険（無共済）車両の運行防止の徹底 自賠責保険（自賠責共済）期間の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動を通じて広く県民に周知するとともに、街頭指導の強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。</p> <p>2 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等 自賠責保険（自賠責共済）とともに重要な役割を果たしている任意保険（自動車共済）について、被害者救済等の充実を図るため、その普及率の向上に努める。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 無保険（無共済）車両の運行防止の徹底 原動機付自転車、軽二輪自動車等検査対象外車両の自動車損害賠償責任保険への加入率の向上を図るため、街頭指導及び指導員制度による街頭監視、広報活動等を推進することにより無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。</p> <p>2 任意の自動車保険（自動車共済）の充実 運送事業及びレンタカー用等の自動車に対し、一定額以上の任意保険（自動車共済の締結を義務付ける。</p> | |

| | |
|----|---------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 8 被害者支援の充実と推進 |
| 項目 | (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 |
| 細目 | ア 無保険（無共済）車両対策の徹底 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通指導課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>自動車損害賠償責任保険共済の期限切れ、掛け忘れなどに対する広報活動を徹底して広く県民に周知するとともに、街頭における指導取締りを強化し、無保険車両の運行の防止を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>自動車損害賠償責任保険共済締結の徹底に向けた広報活動と街頭における指導取締りを強化する。</p> | |

| | |
|----|------------------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 8 被害者支援の充実と推進 |
| 項目 | (2) 損害賠償の請求についての援助等 |
| 細目 | ア 交通事故相談活動の推進 イ 損害賠償請求の援助活動等の強化 |
| 予算 | 交通事故被害者等支援事業 5,793 |

(単位：千円)

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

[計画の実施方針]

交通事故相談所において、交通事故被害者救済の一環として、交通事故被害者の福祉の向上を図るため、損害賠償問題等に対する助言を行うとともに、必要に応じ関係機関への斡旋を行うほか、交通事故相談活動の周知を図る。

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 交通事故相談業務の充実
相談内容の多様化、複雑化に対処するため、交通事故相談員の資質の向上を図り、適切な相談業務の実施に努める。
- 2 公的相談所の利用についての広報の充実
ポスター、広報誌等による広報を充実するとともに、関係機関・団体の連携を密にして公的相談所の利用促進を図る。

[参考]

令和元年度交通事故相談所の相談実績

| 実施場所 | 相談受理件数 | 相談員数 |
|----------------|--------|------|
| 県交通事故相談所（県庁舎内） | 481件 | 2人 |
| 大隅地域振興局（出張相談） | 15件 | |
| 大島支庁（出張相談） | 4件 | |
| 計 | 500件 | 2人 |

※ 大隅（鹿屋）と大島については、平成30年度から出張相談として対応

| | |
|----|------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 8 被害者支援の充実と推進 |
| 項目 | (3) 交通事故被害者支援の充実強化 |
| 細目 | ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|------------------|
| 実施機関 | 県男女共同参画局くらし共生協働課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>県交通被災者たすけあい協会における更生援護活動の一層の充実が図られるよう適切な助言指導を行う。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>交通遺児等への援助活動の促進 公益財団法人鹿児島県交通被災者たすけあい協会が行う交通被災者への援助活動を促進する。</p> | |

| | |
|----|-------------------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 8 被害者支援の充実と推進 |
| 項目 | (3) 交通事故被害者支援の充実強化 |
| 細目 | イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|-----------|
| 実施機関 | 県警本部交通指導課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署、交通安全活動推進センター等により推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、さらに、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>被害者に対して、刑事手続きの流れや保険制度等をまとめた手引書「交通事故の被害者とその家族のために」を交付するとともに、交通事故の概要、捜査経過、事件処理結果等の情報を提供する等、被害者支援を推進する。</p> <p>特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者等については、加害者の検挙状況、処分状況（送致先検察庁、起訴された裁判所）を連絡する「被害者連絡制度」の充実を図る。</p> | |

| | |
|----|-----------------|
| 章 | 1 道路交通の安全 |
| 節 | 9 研究開発及び調査研究の充実 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通企画課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施設の検討・立案等に資するため、交通事故総合分析センター等を積極的に活用して、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行う。</p> <p>さらに、官民の保有する交通事故調査・分析に係る情報を県民に対して積極的に提供することにより、交通安全に対する県民の意識の高揚を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 交通事故情報管理システムによる多角的分析の高度化及び分析資料の提供 交通事故情報管理システムを活用し、交通事故の発生要因を多角的に分析し、得られた情報等を交通事故防止の各種施策に反映させる。 また、広報用各種資料の関係機関・団体等への積極的な提供やホームページへの掲載等により、県民の交通事故防止に対する意識の高揚を図る。</p> <p>2 路線分析等による事故防止対策の推進 死亡、重傷事故等の管内事故図等を活用し、事故発生状況の実態把握と原因究明を行い、安全施設の整備、交通指導取締り等に多角的に活用する。</p> | |

| | |
|----|------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 1 鉄道交通環境の整備 |
| 項目 | (1) 鉄道施設等の安全性の向上 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>鉄道施設の維持管理及び補修の適切な実施を指導するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良の促進を図る。</p> <p>特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。</p> <p>また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。</p> <p>切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図る。</p> <p>高齢者、障がい者等すべての人が駅施設等を円滑かつ安全に利用できるようエレベーター又はスロープ等による段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備、誘導ブロックの整備など、引き続きバリアフリー化を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>鉄道施設の維持管理及び補修の適切な実施を指導するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良の促進を図る。</p> <p>特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。</p> <p>また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。</p> <p>切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図る。</p> <p>さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を引き続き推進する。</p> | |

| | |
|----|-----------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 1 鉄道交通環境の整備 |
| 項目 | (1) 鉄道施設の安全性の向上 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|-----------------|
| 実施機関 | 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>鉄道輸送の基本的条件である安全・安定輸送確保のための施策をはじめ、収入確保、サービス改善及び経費節減に直結する施策に関し、調査結果や経年などを勘案し、老朽化の著しい資産を中心に更新や改修等の適切な投資を行うことで、鉄道事業の基盤強化を図っていく。</p> <p>そこで、令和2年度は「それ、大丈夫？大丈夫!!～ルールを守り、命を守る」をスローガンとして安全創造運動を展開し、安全管理体制を確立する。</p> <p>また、環境への配慮とコスト意識を持ち、業務の改善を図りながら、お客さまに安心・快適な線路設備を提供できるよう、技術の向上と継承に努める。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送設備の維持更新，老朽設備取替 <ul style="list-style-type: none"> ・ 線路設備，電路設備，保守用機械など，経年設備の適時・適切な取替により，設備の故障防止に取り組む。 ○ 保安・防災対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 踏切事故の未然防止を目的として全方向踏切警報機等の整備に取り組む。 ・ 輸送の安全確保を目的として，連続立体交差事業を推進する。 ・ 近年頻繁に発生する集中豪雨対策として，のり面補強を着実に実施する。 ・ 構造物の耐震補強，新幹線の脱線防止ガードの設置，津波ハザードマップの更新や避難経路の整備など，継続して地震・津波対策を推進する。 ○ 安定輸送対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 線路の保全機能向上やお客さまの乗り心地改善を目的に動揺対策，TPCまくらぎ化などを引き続き実施する。 ・ 列車検知機能向上や軌道回路装置の安定稼動を目的としたスキヤニング式列車検知装置の整備を推進する。 ○ 経営体質の改善，業務運営方式の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホーム照明や踏切照明などのLED照明への取替を推進する。 ○ 安全・安心な駅づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用しやすさ，分かりやすさ，使いやすさを追求した，駅設備の改善や，駅のバリアフリー化を行い，地域に愛される駅づくりを行う。 ○ 車両 <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまの安全確保のためのホーム検知装置の拡大。 ・ 老朽車両の淘汰，リニューアル工事，内燃車の機関換装，計画用変圧器（PT）破損対策等を行う。 ・ 検査周期の遵守により予防保全を徹底する。 | |

| | |
|----|------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 1 鉄道交通環境の整備 |
| 項目 | (1) 鉄道施設等の安全性の向上 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|-------------|
| 実施機関 | 肥薩おれんじ鉄道(株) |
|------|-------------|

[計画の実施方針]

- 1 車両の点検整備

鉄道輸送の基本条件である「安全の確保」は、国土交通省の「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」等に従い、肥薩おれんじ鉄道で「車両整備に関する実施基準」等を定め、それらに基づいて検査・点検を確実に実施することで安全が確保されているが、その他にも春・秋の全国交通安全運動期間や年末年始輸送安全総点検期間に具体的な項目を定めて点検を実施し、輸送の安全確保に努めている。
- 2 線路・トンネル・橋梁等の点検整備

鉄道に関する技術上の基準を定める省令及び社内規程（施設設備実施基準）等に基づき、軌道設備、土木設備の設備補修を実施する。
- 3 信号保安設備及び電力設備の点検整備

社内規程（電気設備実施基準・運転保安設備実施基準）等に基づき定期点検を実施し、運転保安の維持を図っている。また、春・秋の全国交通安全運動週間や多客期などに併せて項目を定め、定期点検を実施し安全の確保に努めている。
- 4 自然災害への適切な対応

梅雨やゲリラ豪雨、台風などの自然災害が予測される場合、気象台などからの情報を収集し災害の未然防止、災害発生時の早期復旧に努め、安全安定輸送の確保に努めている。

[令和2年度事業計画の内容]

車両及び各種設備などについては、上記のとおり定められたルールに基づいた定期点検を実施し、その結果に基づき、必要な設備補修を行い、安全輸送を維持する。

| | |
|----|---------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 1 鉄道交通環境の整備 |
| 項目 | (2) 運転保安設備の整備 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>曲線部分等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備について引き続き推進を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>曲線部分等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備について引き続き推進を図る。</p> | |

| | |
|----|---------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 1 鉄道交通環境の整備 |
| 項目 | (2) 運転保安設備の整備 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|-----------------|
| 実施機関 | 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>安全・安定輸送を確保するため、輸送設備の計画的かつ適時・適切な維持更新に取り組む。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>木まくらぎのTPCまくらぎ化(9,000本) レール重軌条化(2箇所 532軌m (1,064レム)) 路盤改良の推進(600m) 信号機のLED化(11機) 全方向踏切警報灯への取替(10箇所)</p> | |

| | |
|----|---------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 1 鉄道交通環境の整備 |
| 項目 | (2) 運転保安設備の整備 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|-------------|
| 実施機関 | 肥薩おれんじ鉄道(株) |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>社内規程（運転保安設備実施基準）に定められた設備ごとの検査方法・検査期間に基づいた点検の実施。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>自動列車停止装置（ATS）については、電気検測車による点検を年2回実施し、その他乗務員や運転指令などから不具合の申告があった場合は、その都度検査・修繕を行う。</p> <p>また、列車無線については、周波数・出力・機器本体の状態など、基地局・移動局の設備点検を年1回実施する</p> <p>鳥獣との接触による車両の破損や列車の遅延が減少するように、車両前照灯にLED照明の配備をすすめる。</p> | |

| | |
|----|----------------------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 1 鉄道交通の安全 |
| 項目 | (1) 鉄道施設の安全性の向上 (2) 運転保安設備の整備 |
| 細目 | |
| 予算 | 6, 496 (単位：千円) |

| | |
|--|--------------|
| 実施機関 | 鹿児島市交通局電車事業課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>安全輸送の理念に基づき、軌道施設の定期的な点検、改良、保守等を行い、安全な軌道施設の維持に努める。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 軌道の整備</p> <p>まくらぎの更換 20本</p> <p>分岐クロッシング更換（高見馬場交差点） 4組</p> <p>2 電車架線の整備</p> <p>電車線（トロリー線）張替 1,000m</p> <p>センターポール可動ブラケット取替 10本</p> <p>3 その他</p> <p>令和元年度に引き続き、軌道施設等の整備を計画的に進める。</p> | |

| | |
|----|--------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
|------|----------|

[計画の実施方針]

運転事故の約7割を占める踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。

このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンなどの実施を通じて、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

[令和2年度事業計画の内容]

運転事故の約7割を占める踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。

このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンなどの実施を通じて、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

| | |
|----|--------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|-----------------|
| 実施機関 | 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>鉄道交通の安全を確保するため、ポスターの掲示、チラシの配布等による広報活動及び沿線自治体の広報紙等への掲載などを積極的に推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>鉄道の運転事故には、列車妨害、線路への立入り、踏切道への自動車の進入等、部外者によるものが大部分であり、特に踏切事故は、列車脱線などの重大事故の可能性が高く社会的損害が大きい。</p> <p>従って、踏切の通行指導や沿線の学校等への啓発活動を強力に推進し、更に踏切事故防止講習会では模擬踏切を使用したトリコ脱出訓練の実施により踏切通行者に啓発を図る。</p> <p>また、全国交通安全運動等の期間を活用して、自治体や警察等の協力による幅広い広報活動を積極的に推進するとともに線路沿線の小学校児童に悪戯防止のノベルティを配布、児童等の鉄道の交通安全に対する意識の高揚を図る。</p> | |

| | |
|----|--------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|-------------|
| 実施機関 | 肥薩おれんじ鉄道(株) |
| <p>[計画の実施方針]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通常の業務における鉄道交通の安全に関する広報活動の実施 2 警察・消防などと連携した駅周辺の巡回強化 3 見学者に対する踏切安全教育の実施 <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 春・秋の全国交通安全運動期間中は、乗務員が車内放送で、運動期間中である旨をお客さまにご案内する。 2 線路を巡回する社員は、巡回中に線路侵入者、若しくは接近者を認めた場合、注意喚起を行うだけでなく、該当者に対して線路への侵入、接近の危険性を指導する。 3 春・秋の全国交通安全運動期間中は、駅及び線路沿線の見回り強化を警察に依頼する。 4 運輸部への見学者に対して、踏切横断時の注意事項周知、踏切内に車がトリコになっているのを日撃した場合の対応方（踏切支障報知装置の使用、同装置が無い場合の連絡先）及び踏切支障報知装置使用による列車妨害防止に関する指導・教育等を実施し、不幸な事故を未然に防ぐ取組みを実施する。 <p>また必要により学校等に出向いて、同様の指導・教育を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 沿線7市町に依頼し、広報誌に踏切事故防止記事の掲載により注意喚起を行う。 | |

| | |
|----|--------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|---------------|
| 実施機関 | 県警察本部地域課鉄道警察隊 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>鉄道沿線，特に踏切道の安全通行を図るとともに，踏切警報装置の不正押し下げ事案及び列車・線路敷地内への投石など，列車往来妨害事案等の未然防止に努める。</p> <p>また，多数の死傷者を伴う列車事故及び自然災害等発生時における，迅速かつ的確な対応並びに鉄道事業者との相互連携を密に行い，被害の未然防止，被災者の救助活動，被害拡大の防止に努める。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 JR九州等関係機関と連携した，ポスター・チラシ配布等による広報啓発活動の推進 2 新幹線110番委嘱者等との連絡体制の強化 3 JR九州，肥薩おれんじ鉄道との連絡体制の確立 4 JR九州主催の九州新幹線・在来線合同異常時訓練，総合脱線復旧訓練，新幹線さく内立ち入り合同訓練等への参加・協力 | |

| | |
|----|---------------------------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 (3 鉄道の安全な運行の確保) |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|--------------|
| 実施機関 | 鹿児島市交通局電車事業課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>定期的な研修の実施により，事故関係法令の熟知及び技術の向上を図るとともに，必要に応じて適切な個人指導，適性検査を実施して事故の防止に努める。</p> <p>また，事故防止に対する意識の高揚を図るため，ポスター掲示及びチラシの配布や市の広報誌での広報，啓発活動に努める。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乗務員への全体研修の実施 2 緊急時対応訓練の実施 3 管理職による危険箇所等の安全総点検の実施 4 市民に対して「市電は急に止まらない」の事故防止チラシを、市政出前トークやJAFの安全教室等機会あるごとに配布。また，市の広報誌への記事掲載など，広報、啓発活動を行う。 | |

| | |
|----|---------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (1) 保安監査の実施 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
|------|----------|

[計画の実施方針]

鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

また、2014年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。

[令和2年度事業計画の内容]

鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

また、2014年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。

| | |
|----|---------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (2) 運転士の資質の保持 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
|------|----------|

[計画の実施方針]

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

[令和2年度事業計画の内容]

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

| | |
|----|---------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (2) 運転士の資質の保持 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|-----------------|
| 実施機関 | 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>鉄道交通の安全を確保するため、運転士及び保安要員の資質の維持・向上を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>鉄道輸送の安全な運行を確保するため、運転士に対し毎月1回の定例的な教育訓練の実施のほか、指導担当運転士等による添乗指導を行う。また、訓練をより充実させるための取組みとして、現車・現物・試運転列車を活用して車両構造や機器等への習熟の深度化や異常時対応力の向上を図る。</p> <p>シミュレータ訓練等による正しい基本動作の定着と“信号を見る“に特化した対策の推進を行う。また、システムを活用して適性検査の管理の徹底し、乗務員等の資質の確保に努める。</p> <p>○ 安全を支える人材の育成</p> <p>コンクール、訓練、シミュレータを活用した技術力および安全意識の向上 (脱線復旧訓練、大規模災害訓練、基本動作コンクール、異常時訓練、行動訓練、各種発表会)</p> <p>知識、技術、安全意識向上を目的とした定期的なフォロー教育(乗務員)を実施する。 「防・救・連」をテーマとした安全創造館研修(6巡目)の実施。</p> | |

| | |
|----|---------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (2) 運転士の資質の保持 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|-------------|
| 実施機関 | 肥薩おれんじ鉄道(株) |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>1 現車を使用した異常時訓練の実施</p> <p>2 工務関係社員に対する事故防止教育の実施</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>① JR九州主催の総合脱線復旧訓練への参加(熊本車両センター)・・・年1回</p> <p>② JR貨物との合同脱線復旧訓練の実施(八代駅)・・・年1回</p> <p>③ 警察・消防との総合脱線復旧訓練の実施(出水駅)・・・年1回</p> <p>④ 異常時運転取扱訓練の実施(場所未定 R1年 袋駅)・・・年1回</p> <p>⑤ 乗務員定例訓練の実施(机上)・・・月1回</p> <p>⑥ 工務関係社員事故防止教育(机上)・・・年1回以上</p> <p>※⑥については協力会社の社員も参加</p> | |

| | |
|----|----------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
|------|----------|

[計画の実施方針]
鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。
また、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

[令和2年度事業計画の内容]
主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。
また、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

| | |
|----|----------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|-----------------|
| 実施機関 | 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 |
|------|-----------------|

[計画の実施方針]
支社安全推進委員会を活用した他系統及びグループ会社との情報共有の強化を図るとともに、対策のトレースを実施し実行度を確認する。

[令和2年度事業計画の内容]
○ 安全に関する社外情報共有の活用
鉄道事故調査報告書等を活用した事故事例の共有化と対策の水平展開。

| | |
|----|----------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|-------------|
| 実施機関 | 肥薩おれんじ鉄道(株) |
|------|-------------|

[計画の実施方針]

- 1 速やかな情報発信と情報共有の徹底
- 2 安全上のトラブルに関する再発防止対策の検討

[令和2年度事業計画の内容]

列車運行に支障するようなトラブル情報は、まず現場の工務関係社員や協力会社社員、若しくは乗務員が発見し、いずれも運転指令に報告している。

この情報は、運転指令から「異常時連絡体制表」に基づき、速やかに安全統括管理者（運輸部長）を始め関係社員へ情報が発信され、組織全体での情報共有が図られている。

また安全上のトラブルなどが発生した場合、毎月実施している定例会議において、最善の対策を検討するなど、再発防止に取り組んでいる。

| | |
|----|---------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (4) 気象情報等の充実 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|----------|
| 実施機関 | 鹿児島地方気象台 |
|------|----------|

[計画の実施方針]

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章第4節（6）イ気象情報等の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

[令和2年度事業計画の内容]（「第1章第4節（6）イ 気象情報等の充実」の再掲）

- 1 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。

2 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(2) 津波警報等の確実な運用

地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。

その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

(3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

3 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(1) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報の危険度分布」や積雪・降雪の面的な状況を示す「現在の雪（解析積雪深・解析降雪量）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 南海トラフ地震に関連する情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催する。

| | |
|----|---------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (4) 気象情報等の充実 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|-----------------|
| 実施機関 | 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>鉄道交通の安全を確保するため、関係機関との連携を強化し、気象に関する情報を的確に収集する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>マスメディアからの情報はもちろんインターネット等を利用し、タイムリーな気象情報を収集して列車の安全運行に活用する。</p> <p>また、台風や大雪等により列車の運行を見合わせた場合は、ウェザーニュースからの情報を参考に列車の安全運行確保や計画的な線路点検計画を立て、早期運転再開に努める。</p> <p>また、計画運休及びその後の運転再開に関しては、自治体、報道機関等への情報共有を図る</p> | |

| | |
|----|--------------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>また、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>また、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</p> | |

| | |
|----|--------------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|-----------------|
| 実施機関 | 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>早期の運転再開や事故等の原因究明を図るための体制づくりが迅速に行われるためのソフト・ハード両面での準備を行う。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>大規模な事故又は災害に速やかに対応するため、乗務員等の運転取扱の教育・訓練を実施するとともに異常時における連絡体制の充実および異常時を想定した訓練を行い、緊急時の対応能力向上を図る。特に豪雨対策や地震・津波対策を着実に行う。</p> <p>(異常時における運行状況の把握と早期正常化)</p> <p>指令員の、過去の異常時の運転整理についての振り返りとその反省を生かしたPRCシミュレータ訓練の実施による早期のダイヤ正常化スキルの向上。</p> <p>指令員のレベルアップを目的とした指令勉強会の開催と指令長を担える人材の育成。</p> | |

| | |
|----|---------------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (5) 大規模な事故などが発生した場合の適切な対応 |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|-------------|
| 実施機関 | 肥薩おれんじ鉄道(株) |
| <p>[計画の実施方針]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察署・消防署・クレーン会社などの連絡体制表の整備 2 運転指令員・運転士への重大事故発生時の対応方に関する教育の実施 <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察・消防・クレーン関連会社の連絡先は既に掲出済、万全の態勢を整えている。 ・ 運転指令員及び乗務員に対して「異常時取扱いマニュアル」に基づいた教育を年1回実施し、その時々状況に応じた適切な指示、行動、情報発信について理解させている。 | |

| | |
|----|---------------------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 (4 救助・救急活動の充実) |
| 項目 | (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|---|--------------|
| 実施機関 | 鹿児島市交通局電車事業課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>自然災害や運転事故、軌道施設破損など、重大事故の発生に対して、マニュアルに従い、迅速な避難活動、救助・救急活動を行えるよう、緊急時の対応訓練など研修等の充実を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 緊急時の対応訓練 2回程度</p> <p>2 消防と連携した救助訓練 2回程度</p> | |

| | |
|----|---------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (6) 運輸安全マネジメント評価の実施 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|--|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を計画的に実施し、事業者内部に安全文化が構築され定着し、関係法令等安全最優先の原則が徹底されることを促進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を計画的に実施し、事業者内部に安全文化が構築され定着し、関係法令等安全最優先の原則が徹底されることを促進する。</p> | |

| | |
|----|---------------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | (6) 運輸安全マネジメント評価の実施 |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|--|--------------|
| 実施機関 | 鹿児島市交通局電車事業課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>安全重点施策の策定や公表，安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等の実施及び内部監査など，国のガイドラインに定められた取組を行うとともに，安全管理体制を構築し，また，より安全性を向上させるため，国における評価や助言に基づく改善等を図ることにより，安全運行の推進に努める。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運輸安全マネジメント委員会の開催：年2回 2 内部監査員養成研修会の実施：年1回 3 内部監査の実施：年1回 | |

| | |
|----|--------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 4 救助・救急活動の充実 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|--|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>鉄道の重大事故等の発生に対して，避難誘導，救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため，主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関，医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。</p> <p>また，鉄道職員に対する，自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>鉄道の重大事故等の発生に対して，避難誘導，救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため，主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関，医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。</p> <p>また，鉄道職員に対する，自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。</p> | |

| | |
|----|--------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 4 救助・救急活動の充実 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|-----------------|
| 実施機関 | 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道運転事故等が発生した場合の乗務員の対処能力向上及び早期運転再開に向けた警察、消防との連携の強化を図る。 2 地震等の大災害発生時における旅客の安全な避難誘導、鉄道交通の安全を確保するため、関係機関との連携を強化し、気象に関する情報を的確に収集する。 <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 JR、警察、消防が参加する「総合脱線復旧訓練」を実施し、鉄道運転事故発生時における対応能力の向上および関係機関との連携強化を図る。 2 大災害が発生した場合を想定したお客さま避難誘導訓練を実施、発生時の対応等について確認を行う。 | |

| | |
|----|--------------|
| 章 | 2 鉄道交通の安全 |
| 節 | 4 救助・救急活動の充実 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|-------------|
| 実施機関 | 肥薩おれんじ鉄道(株) |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>警察署・消防署・クレーン会社など発生箇所に応じた連絡表の掲出、及びそれを活用した速やかな出動要請の実施</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>既に発生場所に応じた連絡体制表は掲出しており、速やかな対応が可能な環境が整っている。</p> | |

| | |
|----|--|
| 章 | 3 踏切道における交通の安全 |
| 節 | 1 踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者横断施設の整備の促進 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 3 踏切道の統廃合の促進 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

実施機関 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社

[計画の実施方針]

1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進

鉄道と交差する道路の新設改良に当たっては，極力立体交差化を基本とし踏切統廃合を推進する。また，自動車が通行する踏切道であってその幅員が接続する道路の幅員より狭いものや環境変化に伴い交通量が増加している踏切道については，「踏切道の拡幅に係わる指針」（平成13年10月1日）に基づき道路管理者と協議して構造改良の促進を図る。

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

自動車が増加傾向にある踏切及び通行量の多い踏切で警報機，遮断機のない踏切については，関係する道路管理者と協議を行い踏切保安設備を整備していく。また，非認定道路となっている踏切について認定道路への格上げ要請を行いながら保安設備の整備を進めていく。

一方，交通規制の実施については，踏切道の交通量，幅員，交通規制の実施状況，迂回路の状況等を勘案し，関係機関と協力を図り推進する。

3 踏切道の統廃合の促進

踏切を改良，新設する場合又は立体交差化等の計画協議段階において，踏切道の利用状況，迂回路の状況等を勘案して地域住民の通行に支障を及ぼさないと認められる箇所については，関係機関と協議を行い統廃合を推進する。

4 その他踏切道の交通安全と円滑化を図るための措置

踏切事故は，警報無視，直前横断等に起因するものが多いことに鑑み，自動車運転者，二輪車（自転車を含む。）や歩行者に対する安全意識の高揚及び踏切支障時における非常信号等の緊急措置の周知徹底を図るため，春・秋の交通安全運動期間等に積極的な保安指導広報活動（含む踏切内トリコ脱出訓練）を実施し，踏切事故防止のPRを行う。また，踏切道における交通安全と円滑化を図るため，必要に応じて車両などの踏切通行等の違反行為に対する取締強化を関係機関に要請する。

踏切道数の状況（鹿児島県内分）（令和2年4月1日現在）

| 区分 | 1種 | 3種 | 4種 | 合計 |
|-------|-----|----|----|-----|
| 鹿児島本線 | 39 | 6 | 6 | 51 |
| 日豊本線 | 51 | 2 | 10 | 63 |
| 指宿枕崎線 | 135 | 3 | 14 | 152 |
| 肥薩線 | 40 | 3 | 5 | 48 |
| 吉都線 | 3 | 0 | 1 | 4 |
| 日南線 | 2 | 0 | 3 | 5 |
| 合計 | 270 | 14 | 39 | 323 |

1種踏切；常時遮断機が作動している踏切

3種踏切；警報機が設置されている踏切（遮断機はない）

4種踏切；遮断機も警報機もない踏切

[令和2年度事業計画の内容]

- 1 踏切道の構造改良（拡幅）
 - 日豊本線 帖佐駅～始良駅 茶工場踏切
 - 日南線 木花駅構内 木花支所踏切
- 4 種踏切道の規制強化，廃止及び格上げ要請の実施
- 2 踏切の安全対策
 - 全方向踏切警報灯設置（10箇所）

| | |
|----|----------------------------------|
| 章 | 3 踏切道における交通の安全 |
| 節 | 1 踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者横断施設の整備の促進 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
|------|----------|

[計画の実施方針]

道路交通量の多い踏切道が連続している地区等や，主要な道路との交差にかかるもの等については，抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により，踏切道の除却を促進するとともに，道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても，極力立体交差化を図る。

また，歩道が狭隘な踏切についても事故対策として効果の高い構造の改良を促進する。

以上のとおり，立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

[令和2年度事業計画の内容]

道路交通量の多い踏切道が連続している地区等や，主要な道路との交差にかかるもの等については，抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により，踏切道の除却を促進するとともに，道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても，極力立体交差化を図る。

また，歩道が狭隘な踏切についても事故対策として効果の高い構造の改良を促進する。

以上のとおり，立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

| | |
|----|----------------------|
| 章 | 3 踏切道における交通の安全 |
| 節 | 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
|------|----------|

[計画の実施方針]

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

主要な都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して、必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

[令和2年度事業計画の内容]

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

主要な都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して、必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

| | |
|----|----------------|
| 章 | 3 踏切道における交通の安全 |
| 節 | 3 踏切道の統廃合の促進 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|--|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、第4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、第4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p> | |

| | |
|----|----------------|
| 章 | 3 踏切道における交通の安全 |
| 節 | 3 踏切道の統廃合の促進 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| 実施機関 | 肥薩おれんじ鉄道(株) | | | | | | | | | | |
|--|-------------|----|----|----|----|----|-----------|----|---|---|----|
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>道路改良等の実施に併せて、近接踏切道で迂回路の状況等を考慮し、踏切の統廃合を推進計画する。</p> <p>踏切道数の状況 (令和2年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1種</th> <th>3種</th> <th>4種</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肥薩おれんじ鉄道線</td> <td>74</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>1種踏切：踏切警報器と遮断機の両方が設置されている踏切 3種踏切：遮断機はないが、踏切警報器が設置されている踏切 4種踏切：踏切警報器も遮断機もない踏切（警標のみ）</p> | | 区分 | 1種 | 3種 | 4種 | 合計 | 肥薩おれんじ鉄道線 | 74 | 5 | 5 | 84 |
| 区分 | 1種 | 3種 | 4種 | 合計 | | | | | | | |
| 肥薩おれんじ鉄道線 | 74 | 5 | 5 | 84 | | | | | | | |

| | |
|----|----------------------------|
| 章 | 3 踏切道における交通の安全 |
| 節 | 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | |

(単位：千円)

| | |
|------|----------|
| 実施機関 | 九州運輸局鉄道部 |
|------|----------|

[計画の実施方針]

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

また、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレットの配布等啓発活動を促進する。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

[令和2年度事業計画の内容]

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

また、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレットの配布等啓発活動を促進する。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

| | |
|----|----------------------------|
| 章 | 3 踏切道における交通の安全 |
| 節 | 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 |
| 項目 | |
| 細目 | |
| 予算 | (単位：千円) |

| | |
|---|------------|
| 実施機関 | 県警察本部交通指導課 |
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>踏切一時停止違反の交通指導取締りを強化し、踏切事故防止を図る。</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>踏切一時停止違反の交通指導取締りを強化する。</p> | |

| | |
|----|--|
| 章 | 3 踏切道における交通の安全 |
| 節 | 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 3 踏切道の統廃合の促進 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 |
| 項目 | (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 |
| 細目 | |
| 予算 | 60,816 (単位：千円) |

| 実施機関 | 鹿児島市交通局電車事業課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|----|----|----|----|-----|----|---|----|-----|---|---|---|----|----|---|----|
| <p>[計画の実施方針]</p> <p>安全輸送の理念に基づき、軌道施設の定期的な点検、改良、保守等を行い、安全な軌道施設の維持に努める。</p> <p>踏切道の状況（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1種</th> <th>4種</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1系統</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>2系統</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>1系統：鹿児島駅前～騎射場～谷山 2系統：鹿児島駅前～郡元 1種踏切：常時遮断機が作動している踏切 4種踏切：遮断機も警報機もない踏切</p> <p>[令和2年度事業計画の内容]</p> <p>1 踏切保安設備の整備 16箇所 2 踏切保安設備の更新 2箇所 3 その他 令和元年度に引き続き、踏切の保安設備の更新など計画的な整備を図る。</p> | | 区分 | 1種 | 4種 | 合計 | 1系統 | 16 | 3 | 19 | 2系統 | 0 | 0 | 0 | 合計 | 16 | 3 | 19 |
| 区分 | 1種 | 4種 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1系統 | 16 | 3 | 19 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2系統 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 16 | 3 | 19 | | | | | | | | | | | | | | |

令和 2 年度 鹿 児 島 県 交 通 安 全 実 施 計 画

令和 2 年 7 月

発 行 鹿 児 島 県 交 通 安 全 対 策 会 議
編 集 鹿 児 島 県 交 通 安 全 対 策 会 議 事 務 局
(鹿 児 島 県 総 務 部 男 女 共 同 参 画 局 く ら し 共 生 協 働 課 内)
〒 890-8577
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 1 0 - 1
T E L (099) 286-2523



鹿 児 島 県 総 務 部 男 女 共 同 参 画 局 く ら し 共 生 協 働 課